

旅客營業規則

静岡鉄道株式会社

令和4年11月1日改定

旅客営業規則

目次

第1編 総 則

第 1 条	目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の意味	1
第 4 条	規則の理解	2
第 5 条	運賃および料金の前払いの原則	2
第 6 条	運賃および料金の後払い扱	2
第 7 条	契約成立の時期	2
第 8 条	旅客運送等の制限または停止	2
第 9 条	列車運行不能の場合の取扱方	2
第 10 条	キロ程の計算方	3
第 11 条	期間等の計算方	3
第 12 条	乗車券類に対する証明	3
第 13 条	旅客の提出する書類および証印	4
第 14 条	乗車券類の紛失または盗難の場合の取扱い	4

第2編 旅客の運送通則

第1章 通 則

第 15 条	乗車券の購入および所持	4
第 16 条	旅客運送等に関する臨時的取扱いの掲示	4
第 17 条	駅員無配置駅の旅客の取扱い	5

第2章 乗車券の発売

第1節 通 則

第 18 条	乗車券の種類	5
第 18 条の2	IC乗車券の取扱い	6
第 19 条	乗車券類の発売場所	6

第 2 0 条	乗車券の発売日	6
第 2 1 条	割引乗車券発売の制限	6
第 2 2 条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	7
第 2 3 条	証明証が無効となる場合	7
第 2 4 条	証明証が使用できないとき	7
第 2 5 条	無効証明証の処理方	7
第 2 6 条	証明証等の提出	7
第 2 節 普通乗車券の発売		
第 2 7 条	普通乗車券の発売条件	8
第 3 節 定期乗車券の発売		
第 2 8 条	通勤定期乗車券の発売条件	8
第 2 9 条	通学定期乗車券の発売条件	8
第 3 0 条	定期乗車券購入申込書の様式	9
第 3 1 条	通学証明書の有効期限	9
第 3 2 条	定期乗車券の一括発売	9
第 3 3 条	定期乗車券の継続発売	10
第 3 4 条	定期乗車券の種類・区間の変更の申し出があった場合の発行方	10
第 3 5 条	2校以上の指定学校に通う場合の通学定期乗車券の発売方	10
第 3 6 条	通学証明書の有効期間の特例	10
第 3 7 条	通学定期乗車券発売の特例	10
第 4 節 鉄道バス連絡定期乗車券の発売		
第 3 8 条	鉄道バス連絡定期乗車券の発売条件	11
第 5 節 回数乗車券の発売		
第 3 9 条	回数乗車券の発売条件	11
第 6 節 団体乗車券の発売		
第 4 0 条	団体乗車券の発売条件	11
第 4 1 条	団体旅客運送の予約、受付	12

第 4 2 条	証明書の收受および確認	12
第 4 2 条の 2	一部区間不乗の団体乗車券の発売	12
第 7 節 特殊割引乗車券の発売		
第 4 3 条	臨時特殊割引普通乗車券の発売	12
第 4 4 条	被救護者割引乗車券の発売条件	13
第 4 5 条	被救護者割引証	13
第 4 6 条	身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、 精神障害者割引乗車券の発売条件	13
第 4 7 条	戦没者遺族割引乗車券の発売条件	14
第 3 章 旅 客 運 賃		
第 1 節 通 則		
第 4 8 条	運賃計算上の経路等	15
第 4 9 条	旅客の区分およびその運賃の收受方	15
第 5 0 条	小児扱いおよび幼児扱いの特例	15
第 5 1 条	旅客運賃割引の重複適用禁止	15
第 5 2 条	運賃のは数計算	15
第 2 節 普通旅客運賃		
第 5 3 条	普通旅客運賃の計算方	15
第 5 4 条	普通旅客運賃の割引をする場合	16
第 5 5 条	往復乗車券の場合の普通旅客運賃	16
第 3 節 定期旅客運賃		
第 5 6 条	定期旅客運賃の計算方	16
第 5 7 条	定期旅客運賃の障害者割引をする場合	16
第 5 8 条	鉄道バス連絡定期旅客運賃	16
第 4 節 回数乗車券の旅客運賃		
第 5 9 条	回数乗車券の旅客運賃算出方	16
第 5 節 団体旅客運賃		
第 6 0 条	団体旅客運賃の計算方	17

第 6 1 条	団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方	17
第 6 1 条の2	団体旅客に対する最低運賃適用の特例	17
第 6 節 特殊割引旅客運賃		
第 6 2 条	特殊割引旅客運賃の計算方	18
第 6 3 条	臨時特殊割引	18
第 4 章 乗車券の効力		
第 1 節 通 則		
第 6 4 条	乗車券使用条件	18
第 6 5 条	券面表示事項が不明となった乗車券	18
第 6 6 条	不乗区間に対する取扱い	18
第 6 7 条	通用期間の起算日	18
第 6 8 条	小児用乗車券の効力の特例	19
第 6 9 条	乗車券不正使用未遂の場合の取扱方	19
第 2 節 乗車券の効力		
第 7 0 条	乗車券の通用期間	19
第 7 1 条	旅客の途中下車	20
第 7 2 条	団体旅客の前途乗車の権利放棄	20
第 7 3 条	旅行開始後発駅で出場する場合の取扱方	20
第 7 4 条	乗車券が前途無効となる場合	20
第 7 5 条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	21
第 7 6 条	定期乗車券が無効となる場合	21
第 7 7 条	乗車券効力の特例	22
第 7 8 条	通学定期乗車券の効力	22
第 7 9 条	氏名変更等の場合の定期乗車券の書き替え	22
第 8 0 条	特殊割引乗車券の効力	23

第 5 章 乗車券の様式

第 1 節 通 則

第 8 1 条	乗車券の表示事項	23
第 8 2 条	乗車券の様式の変更または補足等	23
第 8 3 条	臨時特殊乗車券の様式等	24
第 8 4 条	乗車券の文字模様	24
第 8 5 条	乗車券の駅名等の表示方	24
第 8 6 条	複写式乗車券	24
第 8 7 条	乗車券の番号、冊番号等の指定	24
第 8 8 条	乗車券の発売順序	25
第 8 9 条	乗車券に対する券面表示事項	25
第 9 0 条	乗車券の廃札および無効印の押捺	25
第 9 1 条	乗車券発行日付等の表示方	26

第 2 節 普通乗車券の発行および様式

第 9 2 条	自動券売機で発行する片道乗車券	26
第 9 3 条	自動券売機で発行する往復乗車券	26
第 9 4 条	往復乗車券発行の特例	27

第 3 節 定期乗車券の発行および定期券発行控え紙の様式

第 9 5 条	ICシステムで発行する LuLuCa 定期券	27
第 9 6 条	定期乗車券再交付の場合の発行方	27
第 9 6 条の 2	定期乗車券原票	28
第 9 6 条の 3	定期券購入済み証の発行	28

第 4 節 0 の日回数乗車券の発行および様式

第 9 7 条	0 の日回数乗車券	28
第 9 8 条	0 の日回数乗車券再交付の場合の発行方	28

第 5 節 団体乗車券の発行および様式

第 9 9 条	団体乗車券	29
---------	-------	----

第 6 節 特殊割引乗車券の発行および様式

第 1 0 0 条	特殊割引乗車券	30
-----------	---------	----

第 7 節 ICカード乗車券の発行および様式

第 1 0 1 条	ICカード乗車券	30
-----------	----------	----

第 6 章 乗車券の改札

第 1 節 通 則

第 1 0 2 条	乗車券の改札	30
-----------	--------	----

第 1 0 3 条	乗車券を改札する場合の取扱い	31
-----------	----------------	----

第 1 0 4 条	証明書の確認等	31
-----------	---------	----

第 1 0 5 条	乗車券の回収	31
-----------	--------	----

第 2 節 紛失乗車券の引き渡し

第 1 0 6 条	LuLuCa乗車券を拾得または 紛失の届出があった場合の取扱い	32
-----------	------------------------------------	----

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

第 1 0 7 条	乗車変更等の取扱箇所	32
-----------	------------	----

第 1 0 7 条の 2	払戻し請求権行使の期限	32
--------------	-------------	----

第 1 0 7 条の 3	乗車変更をした乗車券について旅客運賃の 收受または払戻しをする場合の既収額	33
--------------	--	----

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 0 8 条	旅客の乗車変更の種類	33
-----------	------------	----

第 1 0 8 条の 2	乗車変更の取扱範囲	33
--------------	-----------	----

第 1 0 8 条の 3	特殊割引乗車券を所持する旅客に対する 乗車変更の取扱い制限	33
--------------	----------------------------------	----

第 1 0 8 条の 4	乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間	33
--------------	------------------------	----

第 1 0 8 条の 5	別途乗車	33
--------------	------	----

第 1 0 8 条の 6	乗り越し	33
--------------	------	----

第 1 0 8 条の 7	方向変更	34
--------------	------	----

第 1 0 8 条の 8	団体乗車券の行程変更	34
--------------	------------	----

第 8 章 旅客運賃追収、払い戻しおよび手数料の取扱い

第 1 節 通 則

第 1 0 9 条	運賃および料金の計算	35
第 1 1 0 条	旅客運賃および料金の払戻しをしない場合	35
第 1 1 1 条	旅客運賃および料金の払戻しに関する例外取扱い	35
第 1 1 2 条	旅客運賃の払戻しに伴う割引証の取扱い	35
第 2 節 取 扱 い 方 法		
第 1 1 3 条	追収受または払戻しの場合の旅客運賃に対する取扱い	35
第 1 1 4 条	手数料に対する取扱い	35
第 1 1 5 条	旅客運賃を追収受した場合の処理	36

第 9 章 旅客の特殊取扱い

第 1 節 無札旅客等の取扱い

第 1 1 6 条	無札旅客に対する普通旅客運賃の収受	36
第 1 1 7 条	無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受	36
第 1 1 8 条	定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受	37
第 1 1 9 条	無札旅客に対する異例の措置	38

第 2 節 乗車券の紛失等

第 1 2 0 条	旅行開始後に乗車券を紛失した場合の旅客運賃等再収受方	38
第 1 2 1 条	再収受証明書の発行および払戻し	39
第 1 2 2 条	旅行終了前に乗車券を紛失したときの取扱いおよび払戻し	39
第 1 2 3 条	紛失した LuLuCa 乗車券を 発見したときの取扱いおよび払戻し	40
第 1 2 4 条	団体乗車券を紛失したときの取り扱い	40

第 3 節 旅客任意の旅行のとりやめ等

第 1 2 5 条	旅行開始前の普通旅客運賃の払戻し	40
第 1 2 5 条の 2	使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払戻し	40
第 1 2 5 条の 3	旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し	40

第 1 2 6 条	重複購入の乗車券に対する旅客運賃の払戻し	41
第 1 2 7 条	旅行開始後の旅客運賃の払戻し	41
第 1 2 7 条の 2	不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合	41
第 1 2 7 条の 3	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し	41
第 1 2 7 条の 4	定期乗車券使用開始後の種類、 区間変更の旅客運賃の取扱い	42
第 1 2 8 条	旅行中止による旅客運賃を払戻しする場合	42
第 1 2 9 条	旅客運賃の払戻しの特例	43
第 4 節 列車の運転休止および遅延等		
第 1 3 0 条	列車運行不能または遅延の場合の取扱い	43
第 1 3 1 条	一部区間が運行不能となった場合の取扱い	44
第 1 3 2 条	列車の運行休止のときの定期乗車券および 回数乗車券の旅客運賃の払戻し	45
第 1 3 3 条	列車遅延証明書の発行	45
第 1 3 4 条	乗車券の誤購入の場合の取扱い	45
第 5 節 定期乗車券の購入旅客に対する特殊取扱い		
第 1 3 5 条	定期乗車券の購入旅客に対する特殊取扱い	46
第 1 0 章 入場券、手回り品、遺失物		
第 1 節 入 場 券		
第 1 3 6 条	入場券の発売	47
第 1 3 7 条	入場券の効力	47
第 1 3 8 条	入場券が無効となる場合	47
第 1 3 9 条	入場券の改札および引き渡し	47
第 1 4 0 条	入場券の払戻し	47
第 2 節 手 回 り 品		
第 1 4 1 条	手回り品および持込禁制品	48
第 1 4 1 条の 2	無料手回り品	48

第 1 4 1 条の 3	無料手回り品の範囲の特例	49
第 1 4 1 条の 4	有料で持込みできる手回り品	49
第 1 4 2 条	持ち込み禁止品および制限外手回り品の車内持ち込み禁止	49
第 1 4 3 条	手回り品の内容点検後の現状回復の措置	50
第 1 4 4 条	手回り品料金の収受および手回り品切符の交付	50
第 1 4 5 条	手回り品切符の様式	50
第 1 4 6 条	手回り品切符の効力	50
第 1 4 7 条	普通手回り品切符の取扱方	51
第 1 4 8 条	手回り品料金の払戻し	51
第 1 4 9 条	持込禁制品または、制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	51
第 1 5 0 条	手回り品増料金の適用ならびに処理	51
第 1 5 1 条	手回り品の保管	52
第 3 節 遺 失 物		
第 1 5 2 条	遺失物の回送	52
第 1 5 3 条	遺失物の取扱いおよび引渡し	52
第 1 5 4 条	準用規定	53
第 3 編 そ の 他		
第 1 5 5 条	所管部署	53
第 1 5 6 条	改 廃	53
付 則		
第 1 5 7 条	施工期日	53
(別 表)		
危険品		54

第 1 編 総 則

(目 的)

第 1 条 この営業規則（以下「規則」という）は、静岡鉄道株式会社の鉄道の旅客営業（旅客の運送ならびにこれに付帯する事業、以下「旅客運送等」という）に関する取扱いを規定し、利用旅客の利便に供するとともに事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 旅客運送等は法令または別に定めるもののほか、この規則によらなければならない。

2 この規則に規定しない事項または異例の取扱いを必要とする事態が発生したときは、事情を所属長に連絡して、その指示に従わなければならない。

3 前第 1 項の別に定めるものとは、鉄道営業法、鉄道運輸規程、鉄道事業法、旅客運賃の計算法および適用方法並びに運輸に関する料金、学校指定取扱規則、身体障害者旅客運賃割引規定、知的障害者旅客運賃割引規定、精神障害者旅客運賃割引規定、乗車券自動印刷発売機取扱手続、I C カード鉄道取扱規則、その他関連通達類をいう。

(用語の意味)

第 3 条 この規則の用語の意味は次のとおりとする。

駅 旅客の乗降のために使用される場所をいい停車場と停留場に分けられる。

(1) 停車場 列車を停止して旅客を取扱うために設けられた個所で、転てつ器の設けてあるもの

(2) 停留場 列車を停止して旅客を取扱うために設けられた箇所で、転てつ器の設けてないもの

列車 駅構外の本線を運転する目的で仕立てた車両をいう。

旅客 有効乗車券を所持して列車を利用する人をいう。

旅行開始 旅客が旅行を開始する駅で、有効乗車券を所持して駅内に入場することをいう。

乗車券類 乗車券、入場券、手回り品切符をいう。

旅客運賃 列車を利用する人を駅から駅まで運送するために、国土交通大臣の認可を受けて定めた運賃の額をいう。

料金 運賃以外の運輸に関する諸料金をいう。

(規則の理解)

第 4 条 係員はこの規則をよく理解していなければならない。ただし緊急を要する場合で、取扱上適用する規定にわかりにくいところまたは、疑わしいところがあるときは、旅客の利益となるよう解釈するか、または、利益となる規定を適用して取り扱うものとし、事後速やかにその詳細について所属長を経て、運輸営業課長に報告しなければならない。ただし、緊急を要しない場合は事前に所属長に報告して、運輸営業課長の指示を受けなければならない。

(運賃および料金の前払いの原則)

第 5 条 旅客運送等の契約時の運賃および料金の収受は前払いとする。ただし、P i T a P a I Cカードでのポストペイ（後払い方式）等事情により特に認められる場合は、この限りではない。

(運賃および料金の後払い扱)

第 6 条 前条ただし書きの規定により運賃および料金を後払い扱いとするときは、別に定めるもののほかは、運輸営業課長が決めるものとする。

(契約成立の時期)

第 7 条 旅客運送等の契約は、その成立について別に定めのあるものを除き、旅客が所定の運賃または料金を支払い、乗車券類の交付を受けたとき成立する。

2 前項の規定による契約成立後の取扱いは、別に定めるものを除きその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客運送等の制限または停止)

第 8 条 旅客運送等を円滑に行うため必要と認められるときは、次の各号による制限または停止措置をとることができる。

(1) 乗車券の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限および停止。

(2) 乗車列車、乗車区間、乗車方法の制限。

(3) 手回り品に対する長さ、容積、重量、個数、品目、持込み列車および持込み区間の制限および停止。

2 前項の制限または停止の取扱いは、運輸営業課長の指示によって行うものとする。この解除についても同じとする。

3 旅客運送等の制限または停止を行う場合は、その旨を関係駅に掲示するものとする。

(列車運行不能の場合の取扱方)

第 9 条 列車の運行が不能となった場合、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過する旅客の取扱いはしない。ただし、運輸上支障の無い場合で旅客が不通区間について任意に旅行し、不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしないことを承諾するときは、この限りでない。

2 前項の場合であっても当社が自動車等他の輸送機関を利用する方法によって連絡の措置をとった場合で、その旨を駅に掲示して旅客に公示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客を取り扱うものとする。

3 前第1項ただし書きの規定によって発売する乗車券には、表面に「〇〇～〇〇間不通承知」の例により表示するものとする。

(キロ程の計算方)

第10条 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程により算出するものとし、1キロ未満の端数が生じたときはこれを1キロメートルに切り上げる。ただし、特定運賃を設定する場合は、この限りでない。

(期間等の計算方)

第11条 旅客運送等に係わる期間を計算する場合は、その初日および終了日は時間の長短にかかわらず1日と計算するものとし、期間の開始期および終期は次の例による。

(例)

(1) 日単位の場合

3日から4日間とは、3日から6日まで

(2) 旬単位の場合

イ. 6月7日から1旬とは、6月16日まで

ロ. 7月11日から2旬とは、7月30日（7月30日が通用期限の場合に限る）または7月31日まで。

ハ. 2月21日から1旬とは、2月28日（平年の場合）または2月29日（閏年の場合）まで。

（注）旬の期間を計算する場合、通用開始の日に該当する日の前日を旬末とし、該当する日の前日に該当する日がないときは、月末を旬末とする。

また、1の日に該当する旬末が月末となるときでその月が31日の月であるときは、31日を旬末とする。

(3) 月単位の場合

イ. 11月1日（初日）から1ヶ月間とは、11月30日（月の末日）まで。

ロ. 4月15日から1箇月間とは、5月14日まで。

ハ. 11月30日から3箇月間とは、2月28日（平年の場合）または2月29日（閏年の場合）まで。

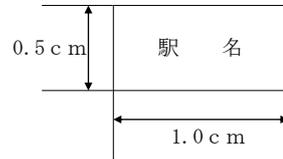
（注）月の期間を計算する場合最後の月に該当日がないときは、その月の末日が終期となる。

(乗車券類に対する証明)

第12条 乗車券類に対する証明を行う場合は、当該乗車券類にその証明事項を記入し、相当の証印を押さなければならない。

- 2 前項の証印は、駅にあっては駅名小印または担当者の認印とし、乗務員にあっては担当者の認印または自筆のサインとする。

駅名小印の様式



(旅客の提出する書類および証印)

- 第 1 3 条** 旅客運送等の契約に関して旅客が会社に提出する書類は、その記載事項を記入し特に定めるものにあつては、これに相当の証印を押すものとする。ただし、旅客が証印を所持していないときは、別に定める場合を除き拇印または自筆のサインによることができる。
- 2 前項の規定による書類の記載事項を一部訂正する場合は、その訂正箇所に対応の証印を押すものとする。

(乗車券類の紛失または盗難の場合の取扱い)

- 第 1 4 条** 未発行の乗車券類を紛失または盗難にあつたときは、その種類、番号、数量等必要事項を直ちに鉄道部長に報告すると共に、関係各所に通報しなければならない。報告および通報後にこれを発見したときもまた同じとする。
- 2 前項の規定は、乗車券を発行後旅客に交付する以前に所在不明となった場合においても準用する

第 2 編 旅客の運送

第 1 章 通 則

(乗車券の購入および所持)

- 第 1 5 条** 列車に乗車する旅客は、有効な乗車券を購入しこれを所持しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず駅員無配置駅から乗車する旅客または、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで列車に乗車した旅客は、降車駅において相当の運賃を精算するものとする。

(旅客運送等に関する臨時的取扱いの揭示)

- 第 1 6 条** 駅長は旅客運送等に関し臨時的取扱いをする場合は、次の事項の取扱い内容を相当期間中旅客の見やすい箇所に掲出して案内しなければならない。
- (1) 臨時に列車を運転する場合は、その列車の運転期間、区間、発着時刻等
 - (2) 特定の箇所において臨時に旅客乗降の取扱いまたは乗車券の発売をする場合は、その箇所の位置、名称、取扱期間等
 - (3) 事故その他によって列車の運転区間の一部が不通となった場合は、その不通区間、取扱条件等

(4) 前各号のほか旅客の取扱条件の一部を一時的に変更する場合は、その取扱い内容、取扱期間等

(5) その他旅客運送等に関し、必要と認められる事項

(**駅員無配置駅の旅客の取扱い**)

第 1 7 条 駅員無配置駅における旅客の取扱いは、中央遠隔操作員または、列車の乗務員、巡回員が行うものとする。

第 2 章 乗車券の発売

第 1 節 通 則

(乗車券の種類)

第 1 8 条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

片道乗車券、往復乗車券

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月、学生特割)

(3) 鉄道バス連絡定期乗車券

通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

(4) 回数乗車券 (ゼロの日)

1 3 券片 (0 の日)

(5) 団体乗車券

普通団体、学生団体

(6) 特殊割引乗車券

臨時特殊割引普通乗車券

被救護者割引乗車券 (片道乗車券、往復乗車券)

身体障害者割引乗車券 (片道乗車券、往復乗車券)

知的障害者割引乗車券 (片道乗車券、往復乗車券)

精神障害者割引乗車券 (片道乗車券、往復乗車券)

戦没者遺族割引乗車券 (往復乗車券)

(7) LuLuCa カード (IC カード)

(8) 株式会社スルッとKANSAI 発行 IC カード

(PiTaPa カード、社局提携カード、

大阪市敬老優待乗車証)

※ポストペイ (後払い) においては利用額割引きを適用する。

(9) 株式会社スルッとKANSAI と

相互利用契約を有する交通事業者発行 IC カード

(例) 西日本旅客鉄道株式会社発行 IC カード: ICOCA

2 前号の場合小児乗車券は、普通乗車券、定期乗車券、鉄道バス連絡定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、特殊割引乗車券、LuLuCa カード (IC カード) とする。

(ICカード乗車券の取扱い)

第 18 条の 2 当社鉄道線において使用することのできるICチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体を含む。）を媒体とした乗車券をICカード乗車券という。ICカード乗車券の取扱いについては、ICカード取扱規則の定めるところによる。

(乗車券類の発売場所)

第 19 条 乗車券類は、会社が指定した次の各所において発売するものとする。ただし、運輸上必要と認められる場合で、乗車券類の臨時発売を行う場合は、この限りでない。

(1) 全駅において発売する乗車券類

旅客運送等に関係するすべての乗車券類。ただし、ICシステムによって発行するLuLuCa乗車券（定期乗車券を含む）は、ICシステムの備えのある駅において発売するものとする。

(2) その他運輸営業課長が指定した場所において発売する乗車券
普通乗車券、特殊割引乗車券、LuLuCa乗車券（定期乗車券含む）。

2 前各号により発売する乗車券は、事情により発売駅以外の駅から有効となる乗車券を発売することができる。

(乗車券の発売日)

第 20 条 乗車券は、次の各号の場合を除いて発売日を通用開始日とする。

(1) 定期乗車券（鉄道バス連絡定期を含む）

イ. 新規購入の場合

通用開始日の7日前から発売する。

ロ. 継続発売するとき

通用開始日の14日前から発売することができる。

(2) 団体乗車券

運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発の14日以前から発売することができる。

(3) 特殊割引乗車券

普通乗車券、定期乗車券（鉄道バス連絡定期を含む）にあつては前各号に定めるそれぞれの発売日とする。ただし、臨時特殊割引普通乗車券を除く。

(割引乗車券発売の制限)

第 21 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、自動券売機では発売しない。

(注) 旅客運賃割引証とは、第29条（通学定期乗車券の発売条件）に定める学生等、および第44条（被救護者割引乗車券の発売条件）に定める被救護者、ならびに第46条（身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、精神障害者割引乗車券の発売条件）に定める障害者、第47条（戦没者遺族割引乗車券の発売条件）に定める戦没者遺族が、割引乗車券を購入する際に提出または呈示するものとする。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 2 2 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券若しくは通学証明書を使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。この場合、鉄道部長が必要と認める場合は、旅客運賃割引証または証明書の発行停止期間等を定めて、その発行者に通知して行うものとする。

(割引証が無効となる場合)

第 2 3 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 つに該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても、使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

(割引証が使用できないとき)

第 2 4 条 旅客運賃割引証は発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者の押印を必要とするもので押印のないもの、もしくは記入事項を訂正した場合で、これに相当する証印のないものは使用することが出来ない。

ただし、誤記入等により一部訂正した場合でこれに対する発行者の訂正印のないものまたは、これらの証明書類等の記入不備なものであっても、その事項が軽微で当該旅客の所持する身分証明書等によって事実が確認できる場合は、これを有効と認めて取り扱うことができる。この場合は、当該証明書等の余白に、その旨を記入し取扱者の認印をもって証印するものとする。

(無効証明証の処理方)

第 2 5 条 無効として回収した旅客運賃割引証はその都度、別に定める無効印を押して保管してその月に提出する報告書類等と共に、運輸営業課長に提出するものとする。

(割引証等の提出)

第 2 6 条 旅客から収受した次の証票は、その記入欄に乗車券発行駅名、発行年月日、番号等の必要事項を記入して保管し、その月に提出する報告書類等と共に運輸営業課長に提出し、運輸営業課において2年間保管するものとする。

- (1) 旅客運賃の割引をした場合の各種割引証票類
- (2) 青年学級または 25 人未満のへき地学級の生徒児童に対し団体乗車券を、発売した場合の証明書
- (3) 災害による紛失または焼失に対し、定期乗車券を再交付した場合の相当証明書

2 旅客から収受した通学証明書または、定期乗車券購入申込書の処理について、運輸営業課長の指示のあるときは、直ちにこれを提出すること。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売条件)

第27条 普通乗車券は次の各号により発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を、片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

旅客が片道乗車券を発売できる区間を、往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。

(3) 発駅フリー券

旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を、片道乗車する場合に発売する。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売条件)

第28条 通勤定期乗車券は、常時区間を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合にこれを発売する。ただし、自動券売機で発売する場合は定期乗車券購入申込書に必要事項の記入を省略することが出来る。

(通学定期乗車券の発売条件)

第29条 通学定期乗車券は、学校指定取扱規則（昭和43年1月1日達甲 43第39号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という）の学生、生徒、児童または幼児が通学するため常時区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書の提出、または身分証明書を呈示したとき、または第78条（通学定期乗車券の効力）第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ定期乗車券購入申込書を提出した時は、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校が提出する指定学校申請書記載の最寄り駅との相互間について通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で発売する場合は定期乗車券購入申込書の提出を省略することが出来る。

2 前項の場合、指定学校の代表者が定期乗車券購入申込書の通学先、所在地、名称欄に必要事項を記入し代表者印を押して通学証明書に変えることができる。

3 中学校、高等学校、高等専門学校、大学の生徒にあつては、通学定期乗車券を連続して購入する場合に限り定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、かつ第78条（通学定期乗車券の効力）第1号に定める身分証明書を提示したときは、「継続」通学定期乗車券を発売することができる。

（定期乗車券の継続発売）

第 3 3 条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券を通用期間内に同一の種類、区間（原乗車区間内の場合も可）のものを発行する場合は、原定期乗車券に、新たな定期乗車券の発行日からその通用開始日の前日までについて、原定期乗車券の残存の通用期間を付加して発売することができる。

（定期乗車券の種類、区間の変更の申し出があった場合の発行方）

第 3 4 条 定期乗車券を所持する旅客から定期乗車券の種類、区間を変更したい旨の申し出があった場合は、新たな種類、区間に対する定期乗車券購入申込書、通学証明書を収受し、定期乗車券を発売する。この場合、原定期乗車券の定期控え券は回収する。

（2校以上の指定学校に通う場合の通学定期乗車券の発売方）

第 3 5 条 通学定期乗車券を所持する旅客が更に指定学校に通う場合は、その所持する定期乗車券の券面区間内の駅を居住地最寄り駅とみなして、その駅と指定学校の最寄り駅との区間について、通学定期乗車券を区間を延長して発売することができる。

（通学証明書の有効期間の特例）

第 3 6 条 学校指定取扱規則第 1 1 条第 3 項の規定により指定学校の休暇前または休暇中に次の各号に定めるところによって発行された通学証明書は記載された有効開始日を通学証明書の発行日とみなして有効期間の計算をするものとする。

- （1）発行年月日を所定によって記入し発行年月日欄の右方余白に「〇月〇日から有効」の例により有効開始日を赤書きして学校代表者の職印を押捺したもの
- （2）有効開始日を発行年月日から 2 箇月以内の日としたもの

（通学定期乗車券発売の特例）

第 3 7 条 指定学校の学生または生徒が学習単位習得の必要により在籍する学校の運動場、工作場、農場、実験場または実習場に通うときで学校指定取扱規則第 1 3 条の規定により会社の承諾を受け、学校指定取扱規則第 1 1 条第 2 項の規定により指定学校の代表者において通学証明書の欄外左方上部に「実習」と赤書きした通学証明書を提出したときは、規則第 2 9 条の規定にかかわらず実習用の通学定期乗車券を発売するものとする。

（注）この条に規定する実習場以外の箇所に通うときは、通勤定期乗車券を発売する。

第4節 鉄道バス連絡定期乗車券の発売

(鉄道バス連絡定期乗車券の発売の条件)

- 第38条** 鉄道線とせずつつジャストライン一般乗合自動車（以下「乗合自動車」という）路線が接続する指定した連絡駅（新静岡、草薙、新清水）で、鉄道、乗合自動車各々の機関の定期乗車券発売条件に該当する定期旅客が、常に鉄道線と乗合自動車線を乗り継いで乗車する場合で、連絡割引定期乗車券購入の申し込みをしたとき発売する。
- 2 鉄道バス連絡定期乗車券は、鉄道線、乗合自動車路線の双方とも定期乗車券の種類（通勤・通学の別）は同一でないと発売できないものとする。

第5節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売条件)

- 第39条** 区間および経路を同じくして、乗車する旅客に対して0の日回数乗車券、（以下「回数乗車券」という。）13券片の回数乗車券を発売する。
- 2 前項の規定によって、回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

第6節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売条件)

- 第40条** 一団となった旅客全員が、発着駅および経路を同じくして、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって次の各号に該当し、かつ、会社が団体として運送の引受けをしたものに対して団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

- イ. 次に該当する学校等の学生等とその付添人、および当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護師を含む。以下同じ。）とによって構成された25人以上の団体で当該学校等の教職員が引率するもの。

ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地の小中学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人以下であっても学生団体として取り扱うものとする。

- a) 指定学校の学生、生徒、児童または幼児
- b) 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童
- c) 児童福祉法第6条の3第2項の規定による放課後児童健全育成事業の生徒または児童
- d) 都道府県教育委員会が実施する青年学級のうち、都道府県教育委員会が証明したものの学級生徒とその付添人

ロ. 前イに定める付添人は大人とし、団体を構成する旅客が次に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

a) 幼稚園および保育所の幼児であるとき。

b) 不具または虚弱のため会社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

学生団体以外によって構成された25人以上の団体客で、責任のある代表者が引率するもの。

2 前項の場合、団体旅客の一部が途中駅から一行に参加しまたは分離する場合でも全区間の団体旅客運賃を支払う者に対しては、これを1個の団体として取り扱うことができる。

(団体旅客運送の予約、受付)

第41条 駅長は団体旅客運送の申し込みを受けたときは、あらかじめその人員、行程、その他必要な事項を申し受け運輸上支障がないと認めるときは、当該団体旅客運送の引き受けをするものとする。

(証明書の收受および確認)

第42条 第40条（団体乗車券の発売条件）の規定による青年学級生および25人未満のへき地学校の生徒児童並びにこれらの教職員等に対し団体乗車券を発売する場合は、育委員会が発行する証明書を收受するものとする。

(注) 証明書の有効期限は、当該年度の末日とする。ただし、教育委員会の事務の都合上1箇月延長した期日（4月30日）とすることができる。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第42条の2 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当該団体旅客運送の引き受けをする駅長が承諾した場合は、該当区間を通した団体乗車券を発売することができる。

第7節 特殊割引乗車券の発売

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第43条 会社が特に必要と認められた場合は、旅行目的割引を受ける者の資格、割引区間、割引証票等を特定しまたは季節により旅行目的の地を特定して、割引普通乗車券を発売することができる。

2 前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて発売駅、発売区間、発売日、有効期間等の発売に関する事項を運輸営業課長がその都度定めて通達するものとする。この場合必要事項を関係駅等に掲示する。

(被救護者割引乗車券の発売条件)

第 4 4 条 次に掲げる各号の 1 に該当する施設に保護されまたは救護される者（以下「被救護者」という）が旅行する場合で、第 4 5 条（被救護者割引証）の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り片道または往復の割引乗車券を発売する。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 2 条の 4 に規定する児童相談所付設の一時保護所ならびに、同法第 4 1 条から第 4 4 条までに規定する児童養護施設、障害者入所施設、情緒障害時短期治療施設、児童自立支援施設および自立支援施設。
 - (2) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 8 条に規定する保護施設ただし、授産施設を除く。
 - (3) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条に規定する養老施設救護施設、施療施設および宿泊提供施設で、前号以外のもの。
 - (4) 少年院法（昭和 2 3 年法律第 1 6 9 号）第 1 条に規定する少年院および同法第 1 7 条に規定する少年鑑別所。
 - (5) 更生保護法（平成 1 9 年法律第 8 8 号）第 2 9 条に規定する保護観察所。
- 2 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のためまたは逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限って前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

（注）本条による被救護施設の指定は J R 線において定めたものと同じとする。

(被救護者割引証)

第 4 5 条 被救護者は前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名および年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名および年齢、発行年月日、施設の所在地、名称ならびにその代表者の氏名が記入されたものとする。

**(身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、
精神障害者割引乗車券の発売条件)**

第 4 6 条 次の各号に該当する旅客が所定の旅客運賃割引証の提出または手帳を提示したときは、身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程、精神障害者割引規程の定めにより割引乗車券の発売をする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳を受けている身体障害者およびその介護人。または割引証（昭和34年9月5日制定、身体障害者旅客運賃割引規定に定める「身体障害者介護付」）を提示したときについても手帳の提示と同様の取扱いとする。
 - (2) 療育手帳制度要項（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている知的障害者およびその介護人。
 - (3) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者。
- 2 前項の割引乗車券は片道乗車券、往復乗車券のほかに、LuLuCaカードを発売する。
 - 3 前項の場合で、各手帳の提示のみによって割引乗車券を発売する場合は、次の様式による「障害者割引乗車券発売報告書」に必要事項を記入して所定の証明書に代えるものとする。（この場合、必要事項の記入は駅係員が行うものとする。）
 - 4 割引乗車券発売報告書の様式は次のとおりとする。ただし、運転運輸営業所長が認める場合は、様式を変更することが出来る。

障害者割引乗車券発売報告書様式

障害者割引乗車券発売報告書			
乗車券種	普通乗車券（片道・往復）		
	定期乗車券（本人・通勤・通学/介護人・通勤）		
	ICカード（大人・小児）		
乗車区間	駅 ～ 駅		
運賃	基本運賃	円	円
	本人	円	円
	介護者	円	円
障害者手帳 No. _____ 号			
氏 名 _____			
発 行 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			

- 5 身体障害者旅客運賃割引証（介護付）の様式および取扱いの詳細については、昭和34年9月5日付制定の身体障害者旅客運賃割引規程等を参照すること。

（戦没者遺族割引乗車券の発売条件）

- 第 4 7 条** 護国神社に合祀された戦没者の遺族が、護国神社に参拝するため往復乗車する場合で、関係市町村長が発行する所定の戦没者遺族旅客運賃割引証を提出したときは、割引証1枚につき戦没者遺族1人に対して割引普通（往復）乗車券を発売する。
- 2 前項の市および市町村長が発行する割引証は、戦没者1人に対して遺族2人（2枚）まで発行される。
 - 3 戦没者遺族旅客運賃割引証は、発行する代表者の職印または公印があるものに限り有効とし、その様式についてはこれを省略する。

第3章 旅客運賃

第1節 通 則

(運賃計算上の経路等)

第48条 旅客運賃は、旅客が実際に乗車する発着の順序によって計算する。

(旅客の区分およびその運賃の收受方)

第49条 旅客運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によってその旅客運賃を收受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上 6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1つに該当する場合はこれを小児とみなし旅客運賃を收受する。

(1) 幼児だけで旅行するとき。

(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき。

(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を越えたものであるとき。

3 前項以外の場合幼児および乳児に対しては、旅客運賃を收受しない。

(小児扱いおよび幼児扱いの特例)

第50条 小学校在学中の児童に対しては、12才を超えるものであっても小児旅客運賃を收受しまたは小学校入学前の小児は、幼児として取り扱うことができる。

(旅客運賃割引の重複適用禁止)

第51条 旅客運賃は2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引をしないものとする。ただし、事情により鉄道部長が必要と認める場合は、この限りでない。

(運賃のは数計算)

第52条 運賃計算上10円未満のは数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる。(以下このは数計算方法は「は数計算」という)

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃の計算方)

第53条 普通旅客運賃の計算方法は「旅客運賃の計算方法及び適用方法」の第3. 旅客運賃の計算方法による。

(普通旅客運賃の割引をする場合)

第 5 4 条 割引普通旅客運賃は、所定の普通旅客運賃から割引額を控除した額をは数計算した額とする。

2 割引小児旅客運賃は、小児旅客運賃から割引額を控除した額をは数計算した額とする。

(往復乗車券の場合の普通旅客運賃)

第 5 5 条 往復乗車する場合の往復普通旅客運賃は、普通旅客運賃を 2 倍した額とする。往復小児旅客運賃および往復割引運賃であっても同じとする。

第 3 節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃の計算方)

第 5 6 条 定期旅客運賃の計算方法は「旅客運賃の計算方法および適用方法」の第 3. 旅客運賃の計算方法による。

(定期旅客運賃の障害者割引をする場合)

第 5 7 条 割引定期旅客運賃は、所定の定期旅客運賃から割引額を控除した額をは数計算した額とする。ただし、小児定期旅客運賃は、鉄道バス連絡定期乗車券に限り割引できる。

(鉄道バス連絡定期旅客運賃)

第 5 8 条 第 3 8 条（鉄道バス連絡定期乗車券の発売の条件）に定める鉄道バス連絡定期旅客運賃は、鉄道、乗合自動車がそれぞれに定める所定の定期旅客運賃から、割引率により計算した割引額を控除し、は数計算した額を併算した額とする。

ただし、乗り継ぐことにより併算額が割引前のバスの定期旅客運賃額を下回る場合は、割引前のバス定期旅客運賃相当額を乗り継ぎの定期旅客運賃の合算額とし、バス定期旅客運賃額は、その合算額から鉄道定期旅客運賃額を控除した額とする。

第 4 節 回数乗車券の旅客運賃

(回数乗車券の旅客運賃計算方)

第 5 9 条 回数乗車券旅客運賃（以下回数旅客運賃という）は、次のとおりとする。

(1) 0 の日回数旅客運賃（13 券片）

発着区間の普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃の計算方)

第60条 第40条（団体乗車券の発売条件）の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行うものとする。

(1) 大人の場合

全行程に対する1人当たり普通旅客運賃から別の割引表により計算された割引額を控除した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じては数計算した額とする。

(2) 小児の場合

全行程に対する1人当たり小児旅客運賃から別の割引表により計算された割引額を控除した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じては数計算した額とする。

割引率は「旅客運賃の計算方法および適用方法」に定める。

(3) 大人、小児混合の場合

大人と小児が混合する場合の団体旅客運賃は、(1) および(2)によって大人、小児各別に算出した額を合計した額とする。

(4) 無賃扱運賃

団体旅客の構成人員が51人以上100人までときはうち1人を100以上は50人を増すごとに1人を加えて最高6人まで無賃扱いとする

(5) 団体旅客の責任人員

団体旅客の輸送について臨時列車の手配を必要とするときは、その団体旅客の申込人員の8割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員に満たない場合であっても責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として引き受けを行う。

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方)

第61条 団体旅客の人員が第40条（団体乗車券の発売条件）第1項に規定する所定の人員に達しない場合でも、その人員不足に対する相当旅客運賃を支払うときは所定の旅客運賃の割引を行うものとする。

2 前項の場合の不足人員は、大人として計算する。ただし、大人と小児との混合の団体の場合で、小児の人員が大人の人員より多いときは小児として計算する。

3 前各項の規定は第60条（団体旅客運賃の計算方）の規定による割引率を適用する場合であって人員によって割引率が変わる場合に準用する。

(団体旅客に対する最低運賃適用の特例)

第61条の2 団体旅客運賃計算に当たって一人当たりの最低額は第54条にかかわらず、旅客運賃打切区間ごとに適用しないで全行程についてこれを適用する。

第6節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃の計算方)

第62条 特殊割引運賃は、所定の旅客運賃または所定の定期旅客運賃から「旅客運賃の計算方法および適用方法」に定める割引額を控除した額を、数計算した額とする。ただし、往復普通旅客割引運賃は、割引後の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(臨時特殊割引)

第63条 第43条（臨時特殊割引普通乗車券の発売）を発売する場合の旅客運賃の割引率は、鉄道部長がその都度定めるものとする。

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券使用条件)

第64条 旅客が列車に乗車する目的で使用する乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1券片を以て1人が1回に限りその券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

(券面表示事項が不明となった乗車券)

- 第65条 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅に差し出して交換を請求することができる。
 - 3 前項の規定により旅客から交換の請求があった場合は、旅客に悪意が無いと認められ、かつその不明事項が判別できるときは、該当乗車券と引き換えに再交付の取り扱いをするものとする。
 - 4 前項の場合、その不明事項の判別ができにくい場合であっても旅客に悪意がないと認められるときは、運転運輸営業所長が認める場合は、再交付の取り扱いをすることができる。
 - 5 LuLuCa乗車券においては、ICカード取扱規程第20条により再発行の取扱いをすることができる。

(不乗区間に対する取扱い)

第66条 旅客は、第131条（一部区間が運行不能となった場合の取扱い）の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、または同区間内（指定された駅または特に承認された駅を除く）の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(通用期間の起算日)

第67条 乗車券の通用期間は、通用開始日を該当乗車券を発行した当日から起算する。ただし、特に指定して発売するものを除く。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 6 8 条 小児用の乗車券は、その通用期間中に使用旅客の年齢が 1 2 才に達した場合であっても第 6 4 条（乗車券使用条件）の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第 6 9 条 旅客が該当乗車券について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りではない。

第 2 節 乗車券の効力

(乗車券の通用期間)

第 7 0 条 乗車券の通用期間は別に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

(1) 普通乗車券の通用期間

イ. 片道乗車券、往復乗車券

片道乗車券および往復乗車券とも通用期間を指定したもののほかは、発売当日限りとする。

ロ. 通用期間の換算日と初日の時間

通用期間の初日は、時間の長短にかかわらず 1 日として計算し、かつ通用期間を指定して発売したもののほかは、乗車券を発売した当日から起算する。

(2) 定期乗車券の通用期間

定期乗車券の通用期間は、1 箇月、3 箇月、6 箇月とし、券面表示期間のとおりとする。ただし、学生特割定期乗車券については、3 箇月プラス最大 3 0 日とする。

(3) 回数乗車券の通用期間

回数乗車券の通用期間は、発売日から 6 箇月とする。

(4) 団体乗車券の通用期間

団体乗車券の通用期間は、その都度定めるものとする。

(5) 特殊割引乗車券の通用期間

特殊割引乗車券の通用期間は、その都度定めるものとする。

(6) L u L u C a 乗車券の通用期間

L u L u C a 乗車券の通用期間はクレジット機能付き L u L u C a 乗車券の場合は 5 年、その他の L u L u C a 乗車券で、1 0 年間使用しなかった場合は失効する。

(7) スルッと K A N S A I 協議会社局発行 I C カード

(P i T a P a カード) の通用期間

スルッと K A N S A I が指定し、カードに記載した月の末日までとする。

大阪市敬老優待乗車証においても券面の記載のとおりとする。

(8) 株式会社スルッとKANSAIと相互利用契約を有する交通系ICカードの通用期間は発行会社が定める通用期間とする。

(旅客の途中下車)

第71条 旅客は次の各号の1つに該当する場合を除く他は、旅行開始後その所持する普通乗車券および特殊割引乗車券（臨時特殊割引普通乗車券を除く）によってその券面に表示された発着区間内の着駅に下車して出場後、再び列車に乗り継いで旅行することはできない。

異例な事情により普通乗車券を所持している旅客を一時出場させる場合は、途中下車をした旅客としては取り扱わない。

- (1) 旅客の心身状態に異常が認められたときの該当駅。
- (2) 運輸営業課長が臨時に指定したときの該当駅。
- (3) 団体旅客運送を引き受けたときに指定した該当駅。
- (4) その他異例の事態が発生したときの該当駅。

2 旅客が途中下車したときで係員が対応できるときは、自駅名を表示した駅名小印を表面に押すものとする。

(団体旅客の前途乗車の権利放棄)

第72条 団体旅客の一部が前途の権利を放棄して途中駅に下車したときは、その下車した駅の係員またはその列車の乗務員がその旨を関係駅に通報するものとする。

2 団体旅客が乗車区間中の一部だけの乗車の権利を放棄する場合で、人員、区間等が明らかであるときは、係員が関係駅に通報するものとする。

(旅行開始後発駅で出場する場合の取扱方)

第73条 普通乗車券を所持する旅客が、発駅で旅行開始した後、乗車しないで出場する場合は、事情気の毒と認められる場合に限り、第104条(5)(乗車券を改札する場合の取扱い)に準じて取り扱うことができる。

(乗車券が前途無効となる場合)

第74条 乗車券（往復乗車券または回数乗車券についてはその使用する券片）は、次の各号の1つに該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車した時。
- (2) 旅客が第149条（持ち込み禁制品、または制限外手回り品を持ち込んだ場合への処置）の規定によりその取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治30年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去されたとき。

2 前項(3)の場合定期乗車券を無効として回収することが、特に事情気の毒と認められる場合は、既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を収受して、これを無効としないことができる。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 7 5 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 つに該当する場合はその全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証を提出、または手帳の呈示により、購入した割引の乗車券を割引証記名以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) 第 2 3 条（割引証が無効となる場合）の規定により無効となる旅客運賃割引証を使用したとき。
 - (4) 身分または資格を偽って発行された各種証明書または、その証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項を、ぬり消しまたは改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券または普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 第 4 6 条（身体障害者、知的障害者、精神障害者割引乗車券）の規定により証明書の携行を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携行していないとき。
 - (8) 通用期間を経過した乗車券を使用したとき。
 - (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 6 9 条（乗車券不正使用未遂の場合の取扱方）の規定による場合を除く。
 - (11) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (12) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第 7 6 条 定期乗車券は、つぎの各号の 1 つに該当する場合は無効として回収する。

- (1) 定期乗車券を本人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年令、区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 定期乗車券の表面表示事項をぬり消しまたは改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 通用期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
 - (9) 通用期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客であって第78条（通学定期乗車券の効力）の規定による身分証明書を携帯していないとき。
 - (11) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む、以下同じ）した定期乗車券を使用して乗車した場合に準ずる。

（乗車券効力の特例）

第77条 第75条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）および第76条（定期乗車券が無効となる場合）に定める乗車券が無効となる場合の取扱いは、旅客に悪意がなくその証明ができるときは適用しない。

- 2 係員の承諾を得ないで、往復乗車券または回数乗車券によって区間外乗車したため第75条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）の規定を適用する場合は、当該券片のみについてその取扱いをするものとする。

（注）係員の承諾を得ないで、やむを得ず無断で乗り越し、方向変換または無札乗車した旅客に対しては、その事実の認定できる場合に限り、事前に係員の承諾を得たものとして取扱いをする。

（通学定期乗車券の効力）

第78条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者が発行する学生証等、学生の身分を証明するものを携帯する場合に使用有効とする。身分証明書または学生証等の様式は、指定学校において定めるものとする。

- 2 前各号「例」の場合証明書の様式等記入事項の内容については、指定学校により相違がある場合であっても通学者であることが認められ、かつ代表者の職印のあるものは有効として取り扱うことができる。

- 3 前各号の身分証明書等に貼付する写真は原則として正面上半身のものとし証明書等の発行日から1箇月間は貼付の省略ができるものとする。ただし、中学生以下の生徒、児童、幼児にあっては写真の貼付を省略してもよい。

（氏名変更等の場合の定期乗車券の書き替え）

第79条 定期乗車券の使用は、氏名等を変更した場合はこれを発行駅に差し出して氏名の書き替えを行うものとする。

(特殊割引乗車券の効力)

第 8 0 条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した特殊割引乗車券および、身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を使用して購入した特殊割引乗車券、定期割引乗車券は、当該割引証に記入されている当該施設等の代表者が発行した所定の旅行証明書または、身体障害者手帳、療育手帳を携帯している場合に使用有効とする。ただし、戦没者遺族旅客運賃割引証を使用して購入した特殊割引乗車券および、臨時特殊割引乗車券にあってはこの限りでない。

第 5 章 乗車券の様式

第 1 節 通 則

(乗車券の表示事項)

第 8 1 条 乗車券面に表示する事項は別に定めるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 旅客運賃
 - (2) 通用区間
 - (3) 通用期間
 - (4) 発売日付
 - (5) 発売箇所名
- 2 臨時に発売する乗車券その他特殊の乗車券にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略または変更することがある。
- 3 I C カード乗車券においては I C チップに記録するとともに、窓口端末機により履歴表示される。また、自動改札機等では残額を表示するものとする。
- 4 L u L u C a 定期乗車券においては、定期券情報控え紙において第 1 項を表示するものとする。

(乗車券の様式の変更または補足等)

第 8 2 条 この規定に定める乗車券の様式は、印刷上の形式であってそれぞれの乗車券では、印刷する事項の不足事項または記載する事項その他必要事項については、発売の際に印章、筆記等により補うものとする。

- 2 乗車券の様式は、必要によって、次の各号により変更することがある。
- (1) 乗車券の寸法
 - (2) 表示事項および表示箇所、配列または表示方法
 - (3) 表示事項の一部省略または追加
 - (4) その他、運輸営業課長が必要と認める事項
- 3 小児用等の乗車券は、「小」、「学」等の記号を別に定める方式により関係券片の表面に印字するものとする。
- 4 前 3 項の印字は、自動券売機等の乗車券発行装置で発売する乗車券ならびに L u L u C a 定期乗車券情報控え紙にあっては、黒文字とする。

(臨時特殊乗車券の様式等)

第 8 3 条 運輸営業課長は運輸上、必要と認められるときまたは臨時に多数の旅客の乗車が予測されるときは、この規則にない例外様式の乗車券を臨時に発売することができる。

2 前項の場合必要と認められる場合は、発売の日付を省略することができる。

(乗車券の文字模様)

第 8 4 条 乗車券は会社が指定する文字模様を印刷したものでなければならぬ。ただし、臨時特殊乗車券にあつては、この限りでない。

2 前項の乗車券文字模様の着色等は、乗車券作成時に鉄道部長がこれを定めるものとし、その都度社内通達するものとする。

(乗車券の駅名等の表示方)

第 8 5 条 乗車券の駅名および旅客運賃の表示方は、次のとおりとする。

(1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。

(2) 団体乗車券の乗車区間については、乗車する最初の駅を発駅名、降車する駅を着駅名に記入する。

(3) 旅客運賃が同額地帯のため、2 駅以上を共通の着駅とした場合の乗車券の着駅名は、「○○」の例によって表示する。

(4) 前第 3 号の場合で運輸営業課長が必要と認めた場合は、その方向の「○○円 区間」ゆきの例によって表示し、着駅名にかえることができる。

(複写式乗車券)

第 8 6 条 複写式乗車券は、次のとおりとする。

(1) 団体乗車券

1 様甲片、乙片、丙片の 3 片制とし、甲片は旅客所持用、乙片は報告用、丙片は発行所控用とする。

(乗車券の番号、冊番号等の指定)

第 8 7 条 乗車券には、その取扱い管理の明確を期するために、次の循環方式による乗車券番号を付するものとする。

(1) 普通乗車券、回数乗車券

自動券売機で発売する乗車券にあつては、0001 号を N0. 1 号に 0000 号を、N0. 10, 000 号、に読み替えるものとする。

(2) 団体乗車券

1 冊を N0. 1 号から N0. 50 号までとし、この循環とする。

(3) 臨時特殊乗車券

その都度運輸営業課長が定めるものとする。

(4) LuLuCa 乗車券 (SF、定期券)

ST 以下 13 桁の追番とする。

- (5) 株式会社スルッとKANSAI発行ICカード（スルッとKANSAI協議会社局提携カード、大阪市敬老優待乗車証を含む）、ならびに株式会社スルッとKANSAIが相互利用契約を有する交通系ICカード発行会社が定める番号とする。

（乗車券の発売順序）

第88条 乗車券は、その番号の順序に従って発売することを基本とする。ただしLuLuCa乗車券はこの限りでない。

（乗車券に対する券面表示事項）

第89条 旅客運賃の割引等を行う特殊割引乗車券または、その他で券面表示が必要と認められる乗車券に対しては、次の各号により当該乗車券面（控片のある乗車券にあつてはこれを含む）に表示するものとする。ただし、特別に設定した乗車券ならびにLuLuCa定期券情報控え紙に対しては、これを一部省略またはこれを異なる表示方式による記号を付することがある。

- (1) 旅客運賃を割引する乗車券

券面に「特割」の表示をする。

旅客運賃を割引する乗車券とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び第21条に定める旅客運賃割引証の提出または手帳の呈示および戦没者遺族旅客運賃割引証の提出により発売する乗車券。

- (2) 無効となる乗車券

無効	縦 1.5センチメートル 横 1.0センチメートル
----	------------------------------

- 2 前号の表示内容は原則として印刷または備え付けのゴム印により押捺するものとする。ゴム印の備えがない場合は、適宜これに準じてペン筆記すること。

（乗車券の廃札および無効印の押捺）

第90条 乗車券は次の各号に該当する場合は、廃札とし、その表面に第89条（乗車券に対する券面表示事項）2号に定める無効印により無効の表示をし、運輸月報等に添付して運輸営業課長に提出するものとする。

- (1) 一時に多数の乗車券を廃札したときは着駅、種別、番号、数量およびその事由を適宣の用紙に記入した返納目録（乗車券請求書を返納目録と訂正）を添付して、運輸営業課長に提出しなければならない。この場合駅長が廃札乗車券を一括して適切と認められる方法によって包装し、これに認印をもって封印したときは、無効印の押捺を省略することができる。
- (2) 前項の無効印は通用期間内の回数乗車券を回収したときでこれを無効として取り扱う場合に準用する。

(乗車券発行日付等の表示方)

第 9 1 条 乗車券を発行するときの発行日付等の表示方は次のとおりとする。ただし、自動券売機および乗車券発行装置で発行する乗車券は、その装置にセットされたものとする。

2 前項、ただし書き以外の乗車券に表示する日付の書体および配列方はつぎの例によらなければならない。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

表示する日付印は、内方から見て正位となるように表示しなければならない。

3 日付印によって発行年月日を表示する場合でその月日が1位となるときは、その前位に「-」の記号をつけて「4. - 4. - 1」の例によって表示するものとする。

第 2 節 普通乗車券の発行および様式

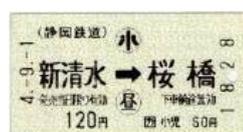
(自動券売機で発行する片道乗車券)

第 9 2 条 自動券売機を設置して発行する片道乗車券は、次の各様式に準拠し発行日付を表面左方に乗車券番号を右方に表示するものとする。

大人用様式



小児用様式

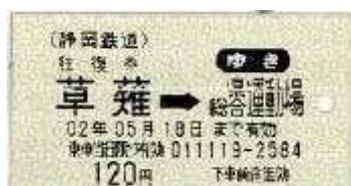


2 前項の普通片道乗車券を発売する場合は、別に定める「乗車券自動印刷発売機収入事務取扱手続」のうち「自動券売機」の項により取り扱うものとする。

(自動券売機で発行する往復乗車券)

第 9 3 条 往復乗車券は、次の各様式に準拠するものとし発行日付を表面の左端に表示し「ゆき」「かえり」の2券片とする。

往復券様式



2 乗車券印刷発行機で発行する往復乗車券（2券片）は自動改札機に投入した際、印字される日付をもって発行日とする。

（往復乗車券の発売の特例）

第 9 4 条 臨時発売で往復乗車券を発行する必要があるときは、発駅フリー券 2 枚を発売してその 1 枚を復券に使用することができる。

第 3 節 定期乗車券の発行および 定期券発行控え紙の様式

（ICシステムで発行する LuLuCa 定期券）

第 9 5 条 ICシステムによる発行する定期乗車券は第 3 0 条の様式 1 の情報を登録し、旅客の区分および種別に応じて発行するものとする。定期券内容は同時に発行される定期券発行控え紙に印刷される。

（定期乗車券再交付の場合の発行方）

第 9 6 条 定期乗車券は次の各号の場合に再発行するものとし、旅客の公的証明書等の提示を求め本人確認を行ったのちに取り扱うものとする。

- （1）紛失あるいは盗難にあった場合、定期乗車券取扱窓口において使用停止の手続きを行い、定期乗車券に個人データが記録された旅客には原乗車券同様に再発行を行うものとする。なお、使用停止の手配があつてから 24 時間以内に利用された分は旅客の負担とする。処理の都合上、再発行は手続き日を除いて 2 日目以降に再発行するものとする。この際、所定の手数料とデポジットを申し受ける。また、再発行の手続きを行った後、使用停止の申し込みの受け付を取り消すことはできない。
- （2）前号の紛失または盗難で定期乗車券が無く使用停止手続き後に定期乗車券を発見した場合、旅客はこれを定期乗車券取扱窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。
- （3）破損等により使用できなくなった場合において、旅客が該当定期乗車券を定期乗車券取扱窓口に提出した際には再発行するものとする。なお、破損が旅客の責による場合は、所定の手数料とデポジットを申し受ける。また、旅客に責がない場合においても、個人データが記録されておらず定期乗車券裏面右下の刻印番号が判読できない場合は再発行することができない。
- （4）前号において旅客の故意によって破損等があつた場合は、当該定期乗車券を回収し新規購入とする。
- （5）定期乗車券の登録事項が誤って登録された場合において、その正否を確かめ旅客に責がある場合には第 33 条（定期乗車券の種類、区間の変更の申し出があつた場合の発行方）により新規購入として発行する。

(定期乗車券原票)

第 9 6 条 の 2 定期乗車券を発売したときは、次の各号に掲げる書類を定期乗車券原票とし再交付等の場合の照合用として保存するものとする。

(1) 通勤定期乗車券、通学定期乗車券は、定期乗車券購入申込書

(2) 通学定期乗車券は、收受した通学証明書に合わせて保存するものとする。

(注) 定期乗車券購入申込書の保存期間は6ヶ月とする。ただし、通学証明書を合わせて保存している場合は年度末まで保存すること。

(定期券購入済み証の発行方)

第 9 6 条 の 3 旅客が定期乗車券取扱窓口を設けてない駅から乗車券を購入し、定期乗車券取扱窓口を設けた駅まで乗車し、かつ旅客の申し出があった場合は、定期乗車券の発行完了後購入するために乗車した区間運賃の払戻しおよび復路の無賃乗車券（以下定期券購入済証という）を発行するものとする。

(注) 定期券購入済証の様式は、第 1 3 5 条（定期乗車券の購入旅客に対する特殊取扱い）第 2 号を参照のこと。

第 4 節 0 の日回数乗車券の発行および様式

(0 の日回数乗車券)

第 9 7 条 自動券売機で発行する 0 の日回数乗車券の様式は、次のとおりとし表示面に発行日付、通用区間、旅客運賃、有効期限を各券片（1 3 片）に記入して旅客に交付するものとする。

大人用様式



※小児用 券面に「小」を印刷する

(0 の日回数乗車券再交付の場合の発行方)

第 9 8 条 0 の日回数乗車券を第 6 5 条（券面表示事項が不明となった乗車券）または第 1 0 4 条（乗車券を改札する場合の取扱）

(4) および (5) によって再交付する場合は、旅客運賃が異なるもので使用されていないものにあつては、原乗車券に相当の 0 の日回数乗車券を再発行するものとする。

2 前項の場合再発行をする原乗車券がすでに使用されているときは、新たに再発行した回数乗車券からその使用した券片に相当するものを差し引いて原乗車券と引き換えにこれを旅客に交付する。前項により旅客から回収した原回数乗車券は、払戻報告書に添付して運輸営業課長に提出するものとする。

第 5 節 団体乗車券の発行および様式

(団体乗車券)

第 9 9 条 団体乗車券は甲片、乙片、丙片の 3 片複写記入式とし、次の通りとする。

2 団体乗車券は、その該当欄に次の必要事項を記入表示してこれを発行し甲片を旅客に交付、乙片は報告片として日報等に添付して運輸営業課長に提出、丙片を発行駅の控片として保存するものとする。

(1) 旅客から発売の請求があった駅で、運送引受全行程に対して 1 枚で発行する。

(2) 種類欄には「学生」、「普通」の区分を記入する。

(3) 種別欄には片道または往復の例により記入する。

(4) 乗車指定欄には乗車の月日、列車番号ごとに別行とし、その列車に乗車する駅の出発月日および乗降駅を記入する。

(5) 代表者住所氏名欄には、当該団体を引率して旅行する責任者氏名を記入する。

(6) 1 人当たり普通旅客運賃欄には、全行程に対する 1 人当たり大人および小児の普通旅客運賃を記入する。

(7) 団体旅行運賃欄には、大人、小児別に人員を記入し団体旅行運賃を計算して記入する。

(8) 記事欄に記入する事項

イ. 旅行開始駅からの旅客運賃を支払い、途中駅から乗車する場合または着駅までの旅客運賃を支払い途中駅で下車する場合は「〇〇駅〇〇人乗車」または「〇〇駅〇〇人下車」と記入する。

ロ. その他必要事項と認められる事項を記入する。

3 団体乗車券の記入した事項をやむを得ず訂正するときは、各 1 片ずつ訂正してはならない。3 片を複写訂正したうえ、人員および団体旅客運賃にあっては訂正箇所「駅名小印」および取扱者の認印を押し、記事欄にその事由を簡記するものとする。

団体乗車券様式

丙		静岡鉄道株式会社		№ 0049	
種類		団 体 乗 車 券		種別	
乗車月日	列車番号	乗車区間	大人一人当り普通運賃	円	
			小児一人当り普通運賃	円	
			割引率	割引	
			乗車人員	前記運賃	旅客運賃
記 事	代表者住所氏名欄に本欄に記載の氏名を記入し、駅名小印を押してください。		無賃額		
			大人		
			小児		
代住所氏名			計		
代表者名			西暦 年 月 日	駅発行	

第6節 特殊割引乗車券の発行および様式

(特殊割引乗車券)

第100条 乗車券自動印刷発売機で発行する特殊割引乗車券の様式は、次のとおりとし、乗車駅と日付については自動改札機に投入時に印刷されるものとする。

特殊割引乗車券様式



第7節 ICカード乗車券の発行および様式

(ICカード乗車券)

第101条 ICカード乗車券は、原則においては発行時に必要事項を記入し個人データを記録することに同意のうえ発行する。ただし、やむを得ない事由により個人データを記録しないで発行することもある。この場合、払戻しおよび再発行には応じないものとする。また、当社のほかに株式会社スルッとKANSAIおよび株式会社スルッとKANSAIと相互利用契約を有する交通事業者で発行する。

第6章 乗車券の改札

第1節 通 則

(乗車券の改札)

第102条 列車に乗車または列車から降車した旅客は、所定の自動改札機において所持する乗車券を投入してその改札を受けなければならない。

2 旅客は前項以外の場所で係員の要請があるときは、その所持する乗車券を提示して改札に応じなければならない。この場合、当該乗車券の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についても同じとする。

3 乗車券の改札は、適切な旅客案内を行うことを目的とし次の事項を確認すること。

- (1) 乗車券の発着駅名、日付、通用期間等を確認する。
- (2) 使用者に対し特別の制限のある乗車券については、その使用資格者であることを確認する。
- (3) 団体旅客の降車駅では、引率者と立ち会いのうえ、その人員を確認しなければならない。

(乗車券を改札する場合の取扱い)

第103条 乗車券を改札するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 旅行開始の際は、団体乗車券以外の乗車券は、自動改札機を使用する。なお、団体乗車券は係員に提示する。
- (2) 団体乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に代表者が当該団体乗車券を係員に提示して改札を受けるものとする。
- (3) 使用を終えたものおよび無効のものを発見したときはこれを回収する。
- (4) 自動改札機へ誤投入の事実を発見したとき、または旅客の申し出があったときは、同一発売額の発駅フリー券と交換する。そのいとまが出来ないときは、関係の駅にその旨を連絡してこれにかえてもよい。
- (5) 次に該当する乗車券(削除)を発見したときは、その正否を確かめたいえ有効のものはこれと引き替えに相当乗車券を交付する。ただしL u L u C a乗車券(定期乗車券を含む)については、第96条(定期乗車券再交付の場合の発行方)による。回数乗車券については、第98(0の日回数乗車券再交付の場合の発売方)による。

- イ. 日付印を誤って押したもの
- ロ. 券面表示事項を誤って記入したもの
- ハ. き損、または汚損したもの

(証明書の確認等)

第104条 割引の旅客運賃による乗車券または通学定期乗車券を所持する旅客に対しては、必要に応じ所定の証明書を確認しなければならない。

- 2 前項の場合旅客が証明書の提示しないときは、資格者であることを確かめることができる場合のほかは、第117条(無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)および第118条(定期乗車券不正使用に対する旅客運賃の収受)に定める無札旅客として取扱うものとする。
- 3 割引の旅客運賃による乗車券または通学定期乗車券を所持する旅客が、その証明書を提示しないとき、またはこれらの割引証、割引乗車券を他人が使用したとき等の違反をした事実を発見したときは、軽微のものを除きその記名人または使用者の住所、氏名、発行者、氏名、発見月日を、運輸営業課長に報告しなければならない。

(乗車券の回収)

第105条 旅客が所持する乗車券が効力を失ったとき、または、不用となったときもしくは使用する資格を失ったときは、これを回収して処理するものとする。

第2節 紛失乗車券の引き渡し

(LuLuCa乗車券を拾得または

紛失の届出があった場合の取扱い)

第106条 LuLuCa乗車券を拾得または紛失の届出があった場合は、次の各号によって取り扱うものとする。

- (1) 主管駅または発行駅で拾得の届出があったとき、または、他の拾得駅から回付を受けたときは、遅滞無く本人または保護者に通知して返付する。
- (2) その他の駅で拾得の届出があったとき、そのLuLuCa乗車券の種類、カード番号、届出年月日等の必要事項を控えとして適宜に転記したうえ（削除）主管駅に回付する。
- (3) 紛失したLuLuCa乗車券を本人以外の旅客が使用したために、第75条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）および第76条（定期乗車券が無効となる場合）の規定によって回収した場合であって本人（紛失者）から請求があるときは、本人の責任でないことが明確であり、かつその通用期間内である場合に限り運輸営業課長の承認を得てこれを返付することができる。

第7章 乗車券変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第107条 乗車変更等の取扱いは、駅において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、旅客からその請求を受けた駅において、取扱いをするものとする。定期乗車券にあっては、定期乗車券取扱窓口のある駅において払戻しを行うものとする。

- 2 駅員無配置の駅で払戻しの請求を受けたときで、他の乗車券購入等で乗車したときは、関係駅にその旨を報告して引き継ぎをし、払戻し業務を行うものとする。
- 3 前各項により旅客運賃の払戻しをした場合は、所定の旅客運賃払戻し報告書に必要事項を記入し、原乗車券を添付して運転運輸営業所長に報告するものとする。

(払戻し請求権行使の期限)

第107条の2 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、その乗車券が発売の日の翌日から起算して一箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券について)

旅客運賃の收受または払戻しをする場合の既収額)

第107条の3 乗車変更の取扱いをした乗車券について旅客運賃の收受または払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を出発駅で購入した場合の旅客運賃を收受しているものとして、收受または払戻し計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取り扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

(旅客の乗車変更の種類)

第108条 旅客がその所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に取扱う変更(以下「乗車変更」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗り越し
- (2) 方向変更
- (3) 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第108条の2 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

2 前項の場合において、方向変更については、非変更区間と変更区間とを通じた経路の一部もしくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。

(特殊割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制限)

第108条の3 特殊割引乗車券を所持し、付添人が同行する旅客に対しては、被救護者、身体障害者、知的障害者と付添人とが乗車区間を同じにする場合のほかは、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第108条の4 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱当日は、含めない。)を差し引いた残日数とする。

(別途乗車)

第108条の5 旅客が乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときまたは旅客運賃の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱をすることができないものであるときは、その取扱をしない区間または種類について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を收受して取り扱う。

(乗り越し)

第108条の6 旅客は所持する乗車券に表示された着駅に下車しないで、これを越えた該到着駅に変更(以下「乗り越し」という。)することができる。

2 前項の乗り越しの取扱いをする場合は、次に定めるところにより旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対して乗り越しの取扱いをする場合は、原乗車券の発駅から乗り越し着駅までの旅客運賃と既収旅客運賃との差額を収受する。この場合、原乗車券が特殊割引乗車券の場合は、原乗車券の発駅から乗り越し着駅までの普通旅客運賃を、原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 定期乗車券および回数乗車券

原乗車券に対して乗り越しの取扱いをする場合は、乗り越しとなるその区間に対する普通旅客運賃を収受して取り扱うものとする。ただし、回数券の場合、同一運賃の場合は収受しない。

(方向変更)

第108条の7 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券に表示された到着駅を、当該到着駅と異なる方向の駅に変更(以下「方向変更」という。)することができる。

2 前項の取扱いをする場合は、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が特殊割引乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

3 前2項の規定は、普通乗車券に表示された出発駅を、当該出発駅を越えた駅に変更する場合に準用する。

(団体乗車券の行程変更)

第108条の8 団体乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗り越しまたは方向変更をすることができる。ただし、これらの変更は、団体旅客の全員が変更する場合で、運輸上支障がないと認めるときに限るものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、次による旅客運賃を収受する。

(1) 乗り越し

乗越区間について、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。

(2) 方向変更

変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

3 前2項の規定は、団体乗車券に表示された出発駅を、当該出発駅を越えた駅に変更する場合に準用する。

第 8 章 旅客運賃追收受、払い戻し および手数料の取扱い

第 1 節 通 則

(運賃および料金の計算)

第 1 0 9 条 原乗車券に対する旅客運賃の不足額の追收受または、過剰額の払い戻しをする場合の精算および手数料は別に定める「旅客運賃の計算方法及び適用方法」に定めのある「運輸に関する料金」に基づき行うものとし計算上 1 0 円未満のは数が生じたとき、は数計算した額を追收受しまたは、は数計算した額を差し引いた過剰額を払い戻しとする。

(旅客運賃および料金の払い戻しをしない場合)

第 1 1 0 条 旅客運賃および手数料は、次の各号の場合は、払い戻しをしないものとする。

- (1) 乗車変更等の際に收受した手数料の払い戻しはしない。
- (2) 小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しをしない。
- (3) 第 1 2 0 条（無札旅客に対する異例の措置）の規定等により無札旅客として旅客運賃および増運賃を收受している乗車券を所持する旅客に対しては、運行不能等他動的原因によって旅客運賃の払い戻しをする場合であっても、既に收受している増運賃については払い戻しをしない。
- (4) その他払い戻しが適正でないと認められるとき。

(旅客運賃および料金の払い戻しに関する例外取扱い)

第 1 1 1 条 旅客運賃および料金の払い戻しを請求する旅客に対して、規則の適用が事情気の毒と認められる場合は、鉄道部長の承認により例外の取扱いをすることができる。

(旅客運賃の払い戻しに伴う割引証の取扱い)

第 1 1 2 条 割引証を提出して購入した乗車券の払い戻しをしたときは、その乗車券に係わる割引証等は旅客に返付しないものとする。

第 2 節 取扱い方法

(追收受または払い戻しの場合の旅客運賃に対する取扱い)

第 1 1 3 条 乗車券に対する旅客運賃の追收受または払い戻しをする場合は、各券片ごとに計算するものとする。ただし、団体乗車券に対しては 1 枚ごとに旅客運賃の追收受または払い戻しとする。

(手数料に対する取扱い)

第 1 1 4 条 乗車変更その他の取扱いをするときに收受する手数料は、次の各号による場合を除いて原乗車券の券片を単位として取り扱うものとする。

- (1) 普通乗車券の場合
往復乗車券の場合、往片と復片の両券片について同時に払戻しの取扱いをするときは、1組に対して1件の手数料とする。
- (2) 定期乗車券の場合
イ. 継続発売の定期乗車券を前定期乗車券の有効期間中に取り扱う場合は、1枚に対する手数料とする。
ロ. 2区間以上の定期乗車券もしくは、異種の定期乗車券を1枚で発行したものは1枚に対する手数料とする。(鉄道バス連絡定期乗車券を含む。)
- (3) 回数乗車券の場合
全券片について取り扱う場合と、一部の券片について取り扱う場合とにかかわらず、同一旅客に対しては1枚に対する手数料とする。ただし、同一回数乗車券を2人以上の旅客が同時に使用する場合は、1券片ごとに1枚に対する手数料とする。

(旅客運賃を追収受した場合の処理)

- 第115条** 旅客運賃または増運賃を追収受したときは、旅客不足賃日報で処理するものとする。
- 2 不正乗車追徴金があるときは、「旅客不足賃日報」に必要事項を記入して原乗車券がある場合はこれを添付して運輸営業課長に提出する。
 - 3 駅務員無配置駅等で追収受したときは、関係駅にその旨を報告して引き継ぎをし、当該駅において前第1項および第2項により処理しなければならない。

第9章 旅客の特殊取扱い

第1節 無札旅客等の取扱い

(無札旅客に対する普通旅客運賃の収受)

- 第116条** 駅員無配置駅から乗車した無札旅客および、乗車券を購入する事が出来ないとき等止むを得ない事由により乗車券を所持しないで乗車した無札旅客に対しては、その区間の普通旅客運賃(小児にあっては小児旅客運賃)を収受するものとする。

(無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

- 第117条** 旅客が次の各号に該当する場合は、無札旅客として当該旅客の乗車駅から普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。
- (1) 前条以外の旅客が、係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。
 - (2) 別に定める場合を除いて乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなくその証明のできる場合はこの限りでない。

- (3) 第75条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）に定める無効乗車券（偽造の乗車券を含む）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその提示を拒みまたは、その回収の際に引渡しをしないとき。
- 2 旅客が第75条（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）第6号の規定により無効となる回数乗車券で乗車した場合は、前項の規定にかかわらず、各回数乗車券に表示された区間と区間外を通じた区間をその回数券の使用された券片の少ない方の使用済み券片に対して、1券片ごとに1回ずつ乗車したものとして、計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を当該旅客から收受する。
- 3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、これを第1項第3号の無札旅客として、その全乗車人員について計算した旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から收受する。
- 4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車しまたは、小児の人員として大人を乗車させたときは、その超過人員または大人だけを第1項第1号の無札旅客として、その団体申込者から旅客運賃および増運賃を收受する

（定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受）

第118条 第76条（定期乗車券が無効となる場合）の規定により定期乗車券を無効として回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを合わせ收受する。

- (1) 第76条（定期乗車券が無効となる場合）第1項第1号から第5号までの1つに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（いずれかに該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発行日から、同項第9号に該当する場合はその通用期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日までその定期乗車券を使用して、券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃とその2倍の増運賃。
- (2) 第76条（定期乗車券が無効となる場合）第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外との通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して、1券片ごとに1回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃とその2倍の増運賃。

- (3) 第76条（定期乗車券が無効となる場合）第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同項第10号から第12号までの1つに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃とその2倍の増運賃。
- 2 前各号の場合不正事項が2つ以上に該当しかつ、收受する旅客運賃計算の区間 および期間が重複するときは、旅客運賃の最も高額となるものによってこれを処理するものとする。
- 3 不正使用した定期乗車券が再交付定期乗車券であるときは、再交付した日から換算して旅客運賃および増運賃を計算するものとする。
- （無札旅客に対する異例の措置）**

第119条 本規則に定める無札旅客等の取扱いについては、係員が旅客の事情、その他の状況等を十分考慮して、実情に即した規定の運用を行うことが必要と認められる場合は、次の異例の措置をとることができる。

- (1) 旅客の状況等を判断して、特に事情気の毒と認められる場合の増運賃の收受について適切な減免扱いをするとき。
- (2) 無札旅客の乗車駅が不明の場合で、その状況に応じて列車の始発駅からの旅客運賃および増運賃を收受する取扱いをするとき。
- (3) 列車に乗車する目的で、旅客が無効となる乗車券を使用しようとしたときまたは、これを所持していることを発見したときは、その状況に応じて旅客運賃および増運賃を收受する。
- 2 前各号の取扱いをしたときは、その状況を旅客不足賃日報に略記すること。

第2節 乗車券の紛失等

（旅行開始後に乗車券を紛失した場合の旅客運賃等再收受方）

- 第120条** 旅客が旅行開始後に乗車券を紛失した場合で、係員がその事実を認めることができるときは、その前乗車券区間に相当する旅客普通運賃を收受して新たに同区間に対する正当な乗車券を発売するものとする。係員がその事実を認定することができないときで、既に乗車した区間については、無札旅客としてその乗車した区間に対する普通旅客運賃と増運賃を、前途の乗車区間についてはこれに相当する普通旅客運賃を收受して、新たにこの区間に対する正当な乗車券を発売するものとする。
- 2 前項の場合旅客は、第122条（再收受証明書の発行および払戻し）に定める再收受証明書の交付を請求することができる。
- 3 第1項前段の規定および第2項の規定は、旅客の旅行開始前においても準用する。

(再收受証明書の発行および払戻し)

- 第 1 2 1 条** 前条の規定によって、旅客運賃および増運賃を收受（以下再收受という）した場合は、当該旅客からその証となる証明書等の発行方を請求されたときは、次の様式に準じて再收受証明書を交付するものとする。
- 2 再收受証明書の交付を受けた旅客が紛失した乗車券を発見したときは、その乗車券を再收受証明書に添えて、最寄り駅に提出し再收受した旅客運賃および増運賃の払戻しを請求することができる。ただし、再收受証明書の有効期限は発行日の翌日から起算して1箇年としこれを経過したときは、払戻しを行わない。
 - 3 第2項により再收受旅客運賃および増運賃の払戻しをする場合は、再收受証明書に記載された旅客運賃および増運賃の額から、所定の手数料を控除した残額を払戻しするものとする。

再收受証明書様式

再 収 受 証 明 書			
種 類	_____	番 号	_____
区 間	_____	から	_____ ゆき
旅客運賃	_____	増運賃	_____
旅客営業規則第121条の規定により、上記の通り旅客運賃を再收受したことを証明する。			
注 意	1. 紛失された乗車券が発見された場合、この証明書を添えて、最寄の駅に差し出したとき、旅客運賃の払い戻しをいたします。 この場合手数料として120円を頂きます。		
	2. この証明書は発行日の翌日から1箇年間を経過した時は、旅客運賃の払い戻しを致しません。		
_____ 年 月 日 発行 駅			

(注) 再收受証明書の常備していない箇所にあつては、適宣の用紙により発行するものとする。

(旅行終了前に乗車券を紛失したときの取扱いおよび払戻し)

- 第 1 2 2 条** 乗車券を紛失したため新たに乗車券を購入し、再收受証明書の発行を受けない旅客が、旅行終了前に紛失した乗車券を発見したときは、係員はその乗車券に「紛失後〇〇号札購入」と記入して証明し、前途の駅で原乗車券と新たに購入した乗車券との提出を求め、所定の手数料を收受して新たに購入した乗車券の旅客運賃を払戻しするものとする。
- 2 L u L u C a 乗車券において紛失あるいは盗難にあったものについては、発行時に個人データを記録され、取り扱い窓口にて使用停止の届出を提出した場合、所定の手数料を收受して紛失あるいは盗難にあった L u L u C a 乗車券の使用停止手続き登録が完了した時点の残額および通用期間の定期乗車券を再発行する。

(紛失したL u L u C a乗車券を発見したときの取扱いおよび払戻し)

第123条 旅客がL u L u C a乗車券を紛失し、再発行後に紛失L u L u C a乗車券を発見したときは、I Cカード乗車券取扱規則の定めによりデポジットの返却をするものとする。

(団体乗車券を紛失したときの取扱い)

第124条 旅客が団体乗車券を紛失した場合で、係員がその事実を認めることができるときは、第121条(旅行開始後に乗車券を紛失した場合の旅客運賃等再収受方)の規定に係わらず所定の手数料のみを収受して、相当の団体乗車券の再交付をすることができる。ただし、この場合紛失した団体乗車券が払い戻し等の取扱いを受けている場合は除く。

第3節 旅客任意の旅行取り止め等

(旅行開始前の普通旅客運賃の払戻し)

第125条 旅客は旅行開始前に普通乗車券が不用になった場合は、その乗車券が改札を受ける前で、かつ通用期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、乗車券1枚に所定の手数料を支払わなければならない。

2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が、往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払戻し額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

3 第1項の規定で自動改札機改札後の乗車券であっても誤扱いと思われるものは払戻しの取扱いができるものとする。

(使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払戻し)

第125条の2 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、定期旅客運賃の払戻しは、定期乗車券発売窓口のある駅で、また、回数旅客運賃の払戻しは、係員がいる駅で行うものとし、所定の手数料を収受して行うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し)

第125条の3 旅客は旅行開始前に団体乗車券が不用になった場合は、旅行開始前までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券一枚につき、所定の手数料を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合は、団体乗車券の発行替えができないときは、当該団体乗車券をそのまま使用し団体旅客が乗降する駅において、券面に乗車人員または降車人員の証明をし減少人員に対しては、その旅行終了後次の各号により計算した額の払戻しを行うものとする。

- (1) 人員の減少によって割引率に変更のない場合は、1人当たり割引運賃に、減少した人員を乗じた団体旅客運賃から所定の手数料を控除した残額。
 - (2) 人員の減少によって割引率が原割引率より低くなる場合は、既に収受した団体旅客運賃から、実乗車人員に相当する団体旅客運賃と所定手数料とを控除した残額。
(注) 団体乗車券の発行替えができるときは既に発行した団体乗車券を回収して、実乗車人員に対して新たに団体乗車券を発行するものとする。
- 3 団体乗車券発行後に団体旅客の人員が、その旅行開始前に増加した場合は、団体乗車券の発行替えができるときに限り、所定の手数料を収受して発行替えの取扱いをすることができる。
- (注1) 団体旅客の人員が増加した場合で、団体乗車券の発行取り替えができないときは、その増加した人員に対しては普通旅客運賃を収受するものとする。
- (注2) 団体乗車券の再発行駅は、原乗車券の発行駅でなくてもよい。

(重複購入の乗車券に対する旅客運賃の払戻し)

- 第126条** 乗車券を重複して購入した旅客が、自動改札機改札後その事実を申し出て旅客運賃の払戻しを請求したときは、第125条の取扱いに準じて払い戻しするものとする。
- 2 前項の場合車内で旅客からその申出があったときは、その事実を関係駅へ連絡して払戻しを行うものとする。

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第127条** 旅客が普通乗車券、回数乗車券または団体乗車券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合の旅客運賃の払戻しをしないものとする。
- 2 往復乗車を発売条件として発売した乗車券であって未使用の券片については、第125条～第125条の3の規定を適用して、これを払戻しするものとする。

(不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

- 第127条の2** 第64条の規定により、乗車券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した場合の不乗区間に対しては、旅客運賃の払戻しをしない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第127条の3** 旅客は定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限ってそれを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から使用した相当の旅客運賃と、所定手数料を控除した残額の払戻しを請求することができる。
- 2 前項の計算については、払戻し請求の当日は経過日数に計算し、また使用開始4日以上のものにあつては1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号により計算する。

(1) 使用開始後3日以内にこれを不要とし、不要となった事実が証明でき事情気の毒と認められる場合は、定期旅客運賃から定期乗車券の区間を普通旅客運賃によって1日1往復乗車したのものとして計算し、払戻しするものとする。

定期乗車券購入時旅客運賃－

(使用日数×普通運賃×2＋手数料)＝払戻し額

(2) 使用開始後4日経過後、使用経過月数が1箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃

定期乗車券購入時旅客運賃－

(1箇月定期運賃＋手数料)＝払戻し額

(3) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額

定期乗車券購入時旅客運賃－

(1箇月定期運賃×2＋手数料)＝払戻し額

(4) 使用経過月数が3箇月のときは、3箇月に相当する定期旅客運賃

定期乗車券購入時旅客運賃－

(3箇月定期運賃＋手数料)＝払戻し額

(5) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額

定期乗車券購入時旅客運賃－

(3箇月定期運賃＋1箇月定期運賃＋手数料)＝払戻し額

(6) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

定期乗車券購入時旅客運賃－

(1箇月定期運賃×2＋3箇月定期運賃＋手数料)＝払戻し額

(定期乗車券使用開始後の種類、区間変更の旅客運賃の取扱い)

第127条の4 第33条の規定により旅客から種類、区間の変更の申し出があった場合、次の計算方法により運賃払戻しまたは徴収を行い当該定期乗車券に変更内容を登録する。

(1) 変更前の定期券運賃×残通用日数÷有効期間日数

(2) 変更後の定期券運賃×残通用日数÷有効期間日数

払戻額(+)または徴収額(-)＝①－②－手数料

(旅行中止による旅客運賃を払戻しする場合)

第128条 旅客が旅行開始後次の各号の1つに該当する場合は、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃と、所定の手数を控除した残額の払戻しをすることができる。ただし、旅客の所持する乗車券が通用期間内である場合に限るものとする。

(1) 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券以外の乗車券を使用する旅客が怪我、疾病によって旅行を中止したとき、同乗者があるときの同乗者または無賃扱いの幼児、乳児が疾病の時も含む。

- (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権または、司方権の発動によって旅行を中止したとき。ただし、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券を除く。
- (3) 旅客が死亡した場合において、その引取人から旅客運賃の払戻請求があったとき。この場合、当該旅客が定期乗車券または回数乗車券を使用するものであるときは、次により計算した額を払戻しするものとする。
 - イ. 定期乗車券にあっては、第127条の3（定期乗車券使用開始後の種類、区間変更の旅客運賃の取扱い）の規定を準用して計算した額。
 - ロ. 回数乗車券にあっては、既に収受した回数旅客運賃から、使用済券片数に対する普通旅客運賃および手数料を控除した残額。
- (4) 団体旅客の全部または一部が旅行を中止した場合で、特に事情気の毒と認められる場合は、運輸営業課長が承認して旅客運賃の一部を払戻しすることができる。

（旅客運賃の払戻しの特例）

第129条 当日限り有効の乗車券を所持する旅客が、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、翌日に限り当該乗車券を係員に提示して旅客運賃の払戻しを請求することができる。

第4節 列車の運転休止および遅延等

（列車運行不能または遅延の場合の取扱い）

第130条 事故その他の事由により、列車が運行不能になった場合および遅延等が相当時分に及んだとき、またはおよぶ恐れのあるときで、係員が事情気の毒と認められる場合は旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く）からの請求により無賃送還、旅客運賃払戻しをすることができる。ただし、回数乗車券を使用する旅客に対しては、無賃送還以外の取扱いはしないものとする。

（1）通用期間の延長

旅客が乗車券の通用期間の延長を申し出たときは、その駅において第128条（旅客運賃の払い戻しの特例）の規定を適用して払戻しの取扱いをするものとする。

（2）無賃送還

イ 旅客が旅行を中止して発駅まで引き返したい旨の申し出をしたときは、その駅において、旅客の所持する乗車券片に表示された発駅までに限り、無賃送還の取扱いをするものとする。

ロ 無賃送還中は途中下車の取扱いをしないものとする。

ハ 回数乗車券を使用する旅客の無賃送還を行ったときは、当該券片を有効とみなし、同額の発駅フリー券と交換し使用することができる。

(3) 旅客運賃の払戻し

第1項による旅客運賃の払戻しをするときは、次により取り扱うものとする。ただし、回数乗車券については旅客運賃の払戻しはしない。

- イ. 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止した駅において既に支払った旅客運賃から、既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を控除した残額を払戻しする。
- ロ. 無賃送還の取扱いを受けた旅客は、送還を終えた駅において乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額から旅客の請求によって乗車券面に表示された発駅と、その途中駅との普通旅客運賃（原乗車券が割引の乗車券であるときは割引普通旅客運賃）を控除した残額を払戻しする。
- ハ. 旅客が旅行開始前であるときは、既に収受した旅客運賃全額を払戻しする。

(一部区間が運行不能となった場合の取扱い)

第131条 一部区間で列車の運行が不能となった場合、その事故発生前に購入した乗車券によって、旅行する旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く）が、不通区間を任意の方法によって旅行し、乗車券の通用期間に前途の駅から乗継ぎをするときは、係員にその旨を申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後乗車券にその証明書を添えて駅に差し出し、不通区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

- 2 前項の不通区間に対する不乗証明は、係員がこれを確認して旅客の所持する乗車券面に「不乗証」と記入（当該乗車券が割引のもとであるときは、その旨を表示）し認印を押して、旅客に交付するものとする。ただし、旅客が多勢のために所定の証明をすることが困難な場合は便宜の様式による証明書に代えて交付してもよい。
- 3 前項により不乗証明を交付した旅客に対しては、不通区間の旅行を終えた後旅客運賃払戻しの請求を受けた駅で原乗車券を確認したうえで、次による旅客運賃の払戻しを行うものとする。
 - (1) 原乗車券が普通旅客運賃によるものであるときは、不通区間に対する普通旅客運賃。
 - (2) 原乗車券が割引旅客運賃によるものであるときは、不通区間に対する割引旅客運賃。

不乗証明書様式

不 乗 証 明			
当乗車券は		駅～	
駅間が不通のため、この間の旅行が出来なかった事を証明致します。			
当証明書と乗車券を駅係員に提出下さい。払戻しを致します。			
		年	月
		日	駅

(列車の運行休止のときの定期乗車券および

回数乗車券の旅客運賃の払戻し)

第132条 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、列車が運転休止のため引き続き3日以上その乗車券を使用できなくなったときまたは、このために不使用となる場合は、その乗車券を駅に差し出してその期間に対する旅客運賃の払戻しを請求することができる。

(1) 旅客運賃を払戻しするとき

旅客運賃の払戻しの請求を受けたときは、その事実を確認したうえで次の額を払い戻しするものとする。

イ. 定期乗車券については、使用しない区間の原定期乗車券の定期旅客運賃を通用日数（通用期間が1箇月のものは30日、3箇月のものは90日、6箇月のものは180日とする）で除した額に休止日数を乗じては数計算した額。

ロ. 回数乗車券については、回数旅客運賃に残余の券片を乗じこれを総券片数で除してこれをは数計算した額。

(列車遅延証明書の発行)

第133条 事故その他により列車が遅延した場合、旅客からその証明の申し出があったときは、その事実を確認したうえで遅延証明書を発行し、これを交付しなければならない。ただし、遅延証明書の様式は、列車遅延理由等を記載した適宜な用紙に代えて発行してもよい。

(乗車券の誤購入の場合の取扱い)

第134条 旅客が誤ってその希望するものと異なった乗車券を購入した場合で係員がその事実を認めるときは、既に收受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し不足額は、收受し過剰額は払戻しをして正当な乗車券と交換するものとする。この場合誤購入した乗車券が割引証を提出して購入した割引乗車券であるときは、その割引証を訂正して使用することができる。

2 前項の旅客運賃の收受または払戻しをする場合は、次の各号により行うものとする。

(1) 発駅の場合

誤購入の乗車券（改札後であっても乗車前に発見したものは含む）と引き換えに旅客運賃を払戻し、新たに正当な乗車券を発売するものとする。

(2) 旅行終了駅の場合

イ. 收受を必要とするときは、乗車券を回収して不足額を收受し旅客不足賃日報によって処理する。

ロ. 払戻しを必要とするときは、乗車券と引き換えに過剰額を払戻しする。

第5節 定期乗車券の購入旅客に対する特殊取扱い

(定期乗車券の購入旅客に対する特殊取扱い)

第135条 鉄道および鉄道バス連絡定期乗車券を購入する旅客が非発売駅に購入方を申し出た場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 往路

イ. 非発売駅

発売駅までの普通乗車券を購入するものとする。

ロ. 発売駅

定期乗車券を購入するために購入した普通乗車券は、出場の際、回収しないでそのまま旅客に所持するものとする。この場合定期券発売箇所では、定期乗車券発売の際、当該普通乗車券を回収して普通旅客運賃を無手数料で全額払戻しすることができる。

(2) 復路

イ. 発売駅

発売駅は、前号により取り扱った旅客に対し購入した定期乗車券で乗車することができる場合を除き、復路の乗車を必要とする旅客については、次の様式の「定期券購入済乗車券」を交付し、復路の乗車を認める。

定期券購入済乗車券様式



(3) 定期券購入済乗車証の効力

イ. 発行当日限り有効とする。

ロ. 途中下車前途無効とする。

ハ. 1人1回限り有効とし、大人、小児を区別しない。

ニ. 払戻しはしない。

2 定期券発売所の混雑時の取扱い

(1) 他の発売所で購入する場合

イ. 再度乗車券を購入させ、2枚とも所持させて乗車させる。

ロ. 定期乗車券を発売の際、さきに購入した普通乗車券2枚を回収し、すでに支払った旅客運賃を無手数料で払戻しすることができる。

(2) 定期乗車券の購入を中止した場合

往路の普通乗車券の払戻しはしない。また復路の「定期券購入済乗車証」の交付をしない。ただし事情気の毒と認められた場合は、第112条（旅客運賃及び料金の払戻しに関する例外取扱い）により取扱う。

(3) その他

定期乗車券購入のため、非発売駅から発売駅まで普通乗車券を購入し、発売駅において払戻しの取扱いは、当日限りとする。

第10章 入場券、手回り品、遺失物

第1節 入場券

(入場券の発売)

- 第136条** 列車に乗車する以外の目的で乗降場に出入りする人（ただし、6才未満の幼児2人までを除く）に対しては、運輸に関する料金に定める所定の入場料を収受して入場券を発売するものとする。
- 2 入場券の発売は原則、新静岡駅と新清水駅に限るものとしその他の駅においては、発売の取扱いをしない。ただし、特別に発売する場合はこの限りではない。

(入場券の効力)

- 第137条** 入場券は発売の当日限りの有効とし、1人1回に限って使用することができるものとする。
- 2 入場券による列車への乗車はできないものとする。

(入場券が無効となる場合)

- 第138条** 入場券は、次の各号の1つに該当する場合は無効として回収する。
- (1) 券面表示事項をぬり消しまたは改変して使用したとき。
 - (2) 券面表示の駅以外で使用したとき。
 - (3) 入場券を不正行為の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用したときに準用する。

(入場券の改札および引き渡し)

- 第139条** 入場券は、駅の乗降場に入場するときは係員によりこれを改札し、出場する際に係員に引き渡すものとする。
- 2 入場券を所持しないで入場した場合は、無札入場者として所定の入場料を収受し旅客不足賃日報によって処理するものとする。

(入場券の払戻し)

- 第140条** 入場券を購入した旅客が、入場の制限または入場の停止等によって乗降場に入場することができないときは、既に支払った入場料金の全額を払戻しするものとする。
- 2 前項により入場券の払戻しをするときは、乗車券払戻し報告書を適用して処理するものとする。

第2節 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第141条 旅客は、第141条の2～第141条の4に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号に該当する物品は、車内へ持ち込むことができない。

- (1) 別表に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害および迷惑をおよぼすおそれのあるもの。
 - (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
 - (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用しておそれのないと認められるものおよび懐炉は除く。）
 - (4) 死体
 - (5) 動物（小犬、ねこ、はとまたはこれに類する小動物または魚貝類で容器に入れたものまたは、第141条の2第2項および第3項ならびに第141条の4第1項第4号の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
 - (6) 不潔または臭気のため他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
 - (7) 車両を破損または汚損するおそれのあるもの。
- 2 手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立合を求めて点検するものとする。
- 3 前項の規定により手回り品の点検を求めた場合、これに応じない旅客は前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第141条の2 旅客は第141条（手回り品および持込禁制品）に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、次の各号に該当する物品を旅客1人が無料で車内に持ち込みすることができるものとする。

- (1) 長さ1メートル以内のもの。
 - (2) 容積が0.025立方メートル以内のもの1個と0.05立方メートル以内のものを1個。ただし、その2個の総量が20キログラムを超えないもの。
(注) 前各号の規定に係わらず、旅客が自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等はこれを車内に持ち込むことができる。
- 2 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、次の各号に該当する犬を無料で車内に随伴できるものとする。
- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持する場合に限る。

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、小犬、ねこ、はと、またはこれに類する小動物または魚貝類で長さ30センチメートル、容積0.015立方メートル以内の容器に収納しその重量が5キログラム以内のものは無料で車内に持ち込むことができるものとする。

(無料手回り品の範囲の特例)

第141条の3 第141条の2(無料手回り品)の規定に関わらず、列車等の状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、無料手回り品として車内に持ち込みすることができるものとする。

(1) 運動用具、娯楽用具または楽器類であって、長さが制限を超える場合であっても専用の袋またはケースに収納したもので3メートル程度までのもの。

(2) 容積または総重量が制限を超えるときでも車内において網棚、腰掛けの下部等に収納することができ、座席または通路をふさがないと認められる程度のもので係員が認めたもの。

(3) 車いす(電動式は4輪に限る。)であって、容積または総重量が制限を超えるときでも、その長さおよび高さが2メートル、幅が0.7メートル程度のものであるとき。

(有料で持ち込みできる手回り品)

第141条の4 旅客は第141条~第141条の3までに規定される以外の手回り品で、列車等の状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、運輸に関する料金に基づく所定の手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができるものとする。

(1) 手回り品1個が、長さ2メートル、容積0.5立方メートル、重量30キログラム以内の物品。

(2) 巡回医療員または災害救助員が携行するレントゲン機械類および医療器具類。

(3) 解体もしくは折りたたみこれを帆布製の袋に収納し携行可能な自転車。

(4) 小犬、ねこ、はとまたはこれに類する小動物または魚貝類(猛獣およびへび類を除く)で、他の旅客に危害を及ぼすまたは迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、長さ70センチメートル容積0.025立方メートル以内の容器に収納されていて重量が10キログラム以内のもの。

(持ち込み禁止品および制限外手回り品の車内持ち込み禁止)

第142条 係員は、手回り品運搬人に対する指導監督を適切に行い手回り品運搬人によって規定に違反する物品が車内に持ち込まれないようにしなければならない。

2 係員は、旅客または駅に入場する者が持ち込む物品について注意し、手回り品持ち込みに関する諸規定に違反する物品を車内に持ち込むおそれがあると認められる場合は、関係各所へ通報するなど臨機の措置をとらなければならない。

(手回り品の内容点検後の現状回復の措置)

第143条 第141条(手回り品および持込禁制品)第2項または前条により手回り品の内容を点検した場合でその内容が危険品でないことが確認されたときは、当社が費用を負担して、その荷作りを現状に復さなければならない。

2 前条の費用については運輸営業課長に報告してその指示を受けるものとする。

(手回り品料金の収受および手回り品切符の交付)

第144条 有料手回り品持ち込みの取扱いは、その旅客が申し出た駅(駅員無配置駅から乗車する旅客に対しては遠隔係員等)で取り扱うものとする。この場合係員は列車の状況などを判断して運輸上支障がないことを確認し手回り品料金を収受して有料手回り品切符を交付するものとする。ただし、駅員無配置駅にあっては手回り品切符に代えて、相当する金額を収受するものとする。

(手回り品切符の様式)

第145条 手回り品切符の様式は次のとおりとする。

手回り品切符様式

(表)

NO. 00525		甲 (旅客)
静岡鉄道		
普通手回り品切符 (鉄道用)		
料 金	1個について	円
承諾番号	第 _____ 号	
持込区間	_____ まで	
持込月日	_____ 月 _____ 日	
持込列車	第 _____ 列車	
	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
裏面の注意事項をお読みください。		
NO. 00525		乙 (審査)
普通手回り品切符 (鉄道用)		
料金	_____ 円	
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 駅	

(裏)

注 意	
1. この切符は、表記持込月日に使用されないと無効になります。	
2. この切符は、鉄道線乗車1回に限り表記の区間に限って有効です。	
3. この切符は、乗車の際、係員に提示して入検を受けたい、手回り品の見やすい箇所にくくりつけ手ください。	
4. この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。	

備 考

- (1) 甲および乙の2片制とし甲券を旅客に交付する。
- (2) 着色は赤色刷りとし上部に、はと目紙をつける。
- (3) 番号は0001号から1,000号とする。

(手回り品切符の効力)

第146条 手回り品切符は、切符に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に有効として下車(途中下車を含む)したときはこれを回収するものとする。

(注) 駅員無配置駅にあっては、第144条ただし書きの取扱いを行うこと。

- 2 手回り品切符により有料手回り品を車内に持ち込むときは、係員は持ち込みの際これを検査するものとする。
- 3 旅客は、有料手回り品を車内に持ち込むときは、これを手回り品の見やすい箇所に取り付けておかななければならない。

(普通手回り品切符の取扱方)

第147条 手回り品切符は、次の各号によって取り扱うものとする。

(1) 発行方

有料手回り品1個ごとに1葉を使用し、旅客の申出等に基づいて必要事項を記入してこれを交付する。

イ. 手回り品切符はこれを番号順に発行するものとし、誤って飛番号の発行したときは直ちに正当番号に復し、「乗車券簿」または「収入金日報記事欄」にその旨を記入するものとする。

(2) 処理方

甲片は旅客に交付して乙片は、収入金日報に添付するものとする。

(手回り品料金の払戻し)

第148条 手回り品料金は、次の各号の1つに該当する場合で旅客から払戻しの請求があるときはこれを払戻しする。

(1) 旅客の責任とならない事由により有料手回り品の持ち込み前に旅行を見合わせまたは中止したとき。

(2) 第130条(列車運行不能または遅延の場合の取扱い)第2号の規定によって有料手回り品の持ち込み駅まで無賃送還の取扱いをするとき。

2 前項の規定により手回り品料金の払戻しをする場合は、手回り品切符を回収し「払戻報告書」を発行して処理するものとする。

(持込禁制品または、制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第149条 旅客が第141条(手回り品および持込禁制品)に定める車内に持ち込むことのできない物品を、係員の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最寄りの駅に下車させ次の各号による手回り品料金を収受するものとする。

(1) 危険品にあつては、当該分品1個ごとに所定の手回り品料金とその10倍に相当する増料金を収受する。

(2) 前号の他、車内に持ち込むことのできない物品を係員の承諾を受けずに持ち込んだときは、当該物品の1個ごとに所定の手回り品料金とその2倍に相当する増料金を収受する。

2 着駅において第1項に定める物品を車内に持ち込んだことを発見したときは、前項第1号または第2号による取扱いを適用する。

(手回り品増料金の適用ならびに処理)

第150条 前条に定める増料金の収受は、旅客がこの規則に違反していることを知らない等、係員が特に事情を認める場合は増料金の減免をすることができる。

2 前条の定めにより、手回り品の増料金を収受したときは、第147条(普通手回り品切符の取扱方)の規定を適用して処理するものとし、収受した増料金については、運輸雑収入として当日の収入日報に計上し処理すること。

(手回り品の保管)

第151条 手回り品を運送する場合の保管等の責任は、一切当該旅客が負うものとする。

第3節 遺失物

(遺失物の回送)

第152条 携帯品を遺失（以下、「遺失物」という。）した旅客は、その指定する駅（駅員無配置駅を除く）まで回送の請求をすることができる。

- 2 前項により回送の取扱いをする場合は、遺失物1個を1口として取扱い手回り品料金相当額を遺失物引き渡しの際に収受するものとする。ただし、遺失物が傘、つえ、ハンドバック、その他これに類する身の回り品であって重量5キログラム以内のものまたは、係員が事情気の毒と認める場合は、1回に限り無料回送の取扱いをすることができる。この場合、回送中に滅失、破損等が発生した場合は故意または重大な過失があるときを除いて賠償の責任を負わないものとする。

(遺失物の取扱いおよび引き渡し)

第153条 旅客から遺失物の回送の申し出があった場合は、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 回送請求の受理駅

- イ. 申し出旅客から有料または無料のいずれによって回送すべきかを確認、その要旨を遺失物の保管駅に通知する。
- ロ. 遺失物の保管駅が明らかでないときは、遺失物を捜査のうえその要旨を通知する。
- ハ. 第2号イの通知を受けたときは、直ちに遺失旅客に通知する。

(2) 遺失物の保管駅

- イ. 遺失物回送の請求の通知を受けたときは、次により回送の取扱いができるかどうかを確認これに応ずることができないときは、回送請求の受理駅を経て旅客に通知する。
 - a) 保管中の遺失物が当該物品であるかどうかを確認する。
 - b) 有料または無料により回送の取扱いができる物品であるかどうか確認する。
 - c) 有料により回送するときは、遺失物の価格が遺失旅客から収受する運賃に充当できるかどうかを確認する。
- ロ. 有料回送の取扱いする場合は、遺失物切符に所定の必要事項（回送、料金、品名、荷造り、重量等）を記入してこれを当該遺失物にくくり付けて回送請求駅へ回送するものとする。

ハ. 無料回送する場合は、これを適宜な方法により表示して請求駅へ回送すること。

(3) 有料回送の遺失物を取り扱ったときは、その引渡駅において料金を収受してこれを運輸雑収入として当日の収入日報に計上し処理するものとする。

(準用規定)

第154条 遺失物の取扱いについては、この規則のほか別に定める「遺失物取扱規程」を準用する。

第 3 編 そ の 他

(所管部署)

第155条 この規程の所管は、鉄道部とする。

(改廃)

第156条 この規程の改廃については、運輸営業課長が鉄道部長の承認を得て行う。

付 則

(施行期日)

第157条 この規程は、2016年12月16日より施行する。
この規程は、2019年 4月 1日より施行する。
この規程は、2020年 4月 1日より施行する。
この規程は、2022年 月 日より施行する。

(別表)

危険品

種類	品目
高圧ガス	アセチレンガス、天然ガス、液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパンその他圧縮し、または液体化したガス
軽火工品	マッチ、導火線、電気導火線、信号炎管、信号火せん、煙火、発煙剤その他これらに類するもの
油紙、油布類	油紙または油布とその製品、擬ウルじゅうとその製品および動物性繊維とその製品で動物性油脂ろうの含有量が5%をこえるもの
可燃性液体	鉱油原油、揮発油、ソルベントナフサ、ベンゼン、トルエン、キシレン、メタノル、アルコール（変性アルコールを含む。）、アセトン、二硫化炭素、塗料希釈剤、ニトロベンゼン、ニトロトルエンその他可燃性液体及び可燃性液体の製品で引火点25℃以下のもの
可燃性個体	金属カリウム、金属ナトリウム、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（板、棒または塊状のものを除く。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルロース、硝石、硝酸アンモニウム、ジニトロ化合物、トリニトロ化合物（爆発の用に供するものを除く。）、ピクリン酸その他可燃性固体の製品で可燃性固体の含有量が10%をこえるもの
吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰、低温焼性ドロマイト、リン化カルシウムおよびカバイド
酸類	硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）、沸化水素酸、鉛蓄電池（薬液を入れたものに限る。）、その他強酸類で酸類の含有量が10%を超えるもの
酸化腐食剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム、塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、塩化リン、過酸化ナトリウム、過酸化バリウム、さらし粉、臭素その他酸化腐食剤および酸化腐食製品で酸化腐食剤の含有量が30%をこえるもの
揮発性毒物	硫酸ジメチル、フェロシリコン、硫黄、クロルピクリン、四アチル鉛とその製剤、エチルパラチオン、メチルパラチオンおよび農薬（クロルピクリン、エチルパラチオン、ルチルパラチオン、シュラダン、メチルジメトン、モノフルオル酢酸アミドおよびテトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤に限る。）